

雨竜町災害発生時の 職員初動マニュアル

(案)

令和2年7月

雨 竜 町

〔目 次〕

雨竜町の災害発生時の職員初動マニュアル

第 1 章	本マニュアルの位置づけ	1
第 1 節	目的	1
第 2 節	初動マニュアルがカバーする範囲	1
第 3 節	応急対策の流れ	2
第 4 節	職員としての責務	3
第 5 節	被害想定	4
第 6 節	災害時の組織設立とマニュアルとの関係	5
第 2 章	職員の参集 ～非常配備体制による参集	6
第 1 節	非常時の配備体制	6
第 2 節	災害種類別の緊急時職員参集フロー詳細説明	10
第 3 章	初動体制の構築 ～災害対策本部の役割～	16
第 1 節	初動対応フロー	16
第 2 節	災害対策本部	19
第 4 章	初動対応 ～状況の把握と初動活動の実施～	32
第 1 節	災害情報の収集と各種連絡	32
第 2 節	住民等の避難誘導、避難所の開設	39
第 3 節	応援要請	48
第 5 章	時系列行動計画	49
	〔 資 料 〕	59

第1章 本マニュアルの位置づけ

第1節 目的

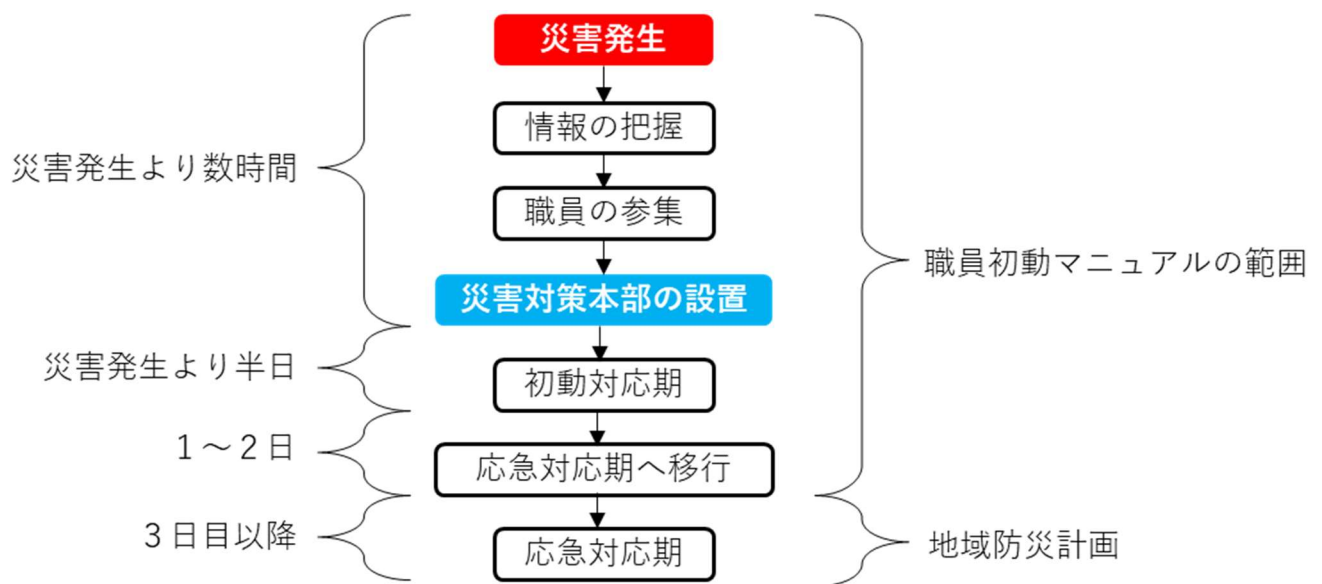
災害時において、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集、情報収集、的確な避難誘導・指示など、初動期の対応が非常に重要なことから、本マニュアルを作成し効率的な職員配置を目指すものである。

(詐欺発生から1～2日間までを初動期と位置づけ、各部・各班の任務分担を明確にして組織運営を効果的に行うもの)

第2節 初動マニュアルがカバーする範囲

このマニュアルは、災害が発生しそう、または発生した場合から4時間、12時間、24～48時間単位で、職員が行うべきことを記述する。

災害発生後3日以降に行われる災害応急対策業務については、地域防災計画に基づき別途行うものとする。



第3節 応急対策の流れ

災害発生より 数時間	○職員の動員を行い、同時におよその被害状況などを情報収集する。 ○災害対策本部が設置される前段である「災害対策連絡会議」において、速やかに状況に応じた非常配備体制で業務遂行及び災害対策本部の設置を検討する。 この場合、被災情報の集約体制を整えることが重要であり、現場を把握する作業が極力重複しないよう指示することに留意する。 ○総務課において必要車両（公用）を確保し各部門に貸与する。 情報の集約は総務課総務担当で行う 電話番号 0125-77-2211 防災1 総務課長 080-1879-9670 防災2 総務課総務担当主幹 080-1879-9671 防災3 総務担当 080-1879-9672 ※なお、防災2・防災3については、発災後災害現場通信用として貸し出す。
災害発生より 半日	○災害対策本部が設置された場合は、組織的にさらに詳細な情報を収集する。 ○災害対策本部より、応急対策の活動方針が決定され、給水など一部の応急活動が展開される。 ○業務継続体制について各部所人員と調整を行う
災害発生より 1～2日	○本格的に応急活動が開始される。 ○各部各班は、担当する応急活動を遂行する。 ○町民への広報と併せ、日常業務との兼ね合いも調整する。 災害対策本部を設置する場合は、1階応接室に設置するが大規模災害で受援体制を整える場合は、2階大会議室に拠点を移し、情報収集・各種指示体制を整える。
災害発生より 3～6日	○引き続き応急活動が行われ、交代要員の確保など、継続的に活動を行うための対策が必要になる（業務にあたる者の安全確保など早急な取り組みを実現する。） ○概ね3日目以降の活動は、職員初動マニュアルの活動範囲から地域防災計画に移行し、より広範囲な協力体制をもって対処する。
災害発生より 1週間以降	○広報や相談窓口など、住民への支援活動の取りまとめや活動経費の負担処理などが業務の中心となる。応急対策から復旧、日常業務へと移行する時期。

第4節 職員としての責務

職員は、住民の安全を確保するため、このマニュアルにより、非常時の組織運営に支障の無いよう各部所の要員として最大限の力を発揮する。

(1) 判断力の養成

災害発生時に非常配備体制を指揮する者が不在で、各自が緊急に判断しなくてはならない状況も想定されるため、いかなる時でも的確な判断ができるよう、日頃から災害、救急に関する知識の習熟に努める。

(2) 連絡体制の明確化

災害発生時は、連絡手段が途絶する場合もあるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各担当部における連絡体制や手段を明確にしておく。

各部において最新版の連絡体制表を作成し、総務部で管理保管する

(3) 優先順位

応急対策の実施では、多くの活動をほぼ同時に行わなくてはならないことも想定されるため、優先順位をふまえ、積極的な対応にあたる。

そのためにも災害発生直後の混乱期から混乱収束期にかけての時間を住民の自助・共助と併せて、行政公助をどのように実施するのかを明確にする。

【想定される優先順位とは】

- 混乱期（災害発生直後）** 自助・共助が主体となる。公助は支援側＜生命の確保＞各種支援と情報収集（救助・救命支援、被害情報の収集、応援要請など）
- 混乱収束期** 公助の本格化と安定を目指す。＜生命の維持＞本格的な活動（避難所の運営、水・食料の安定供給、広報・情報提供など）
- 救援期** 生活空間の確保を目指す。＜生命の確保＞宿泊の確保、広報など
- 復旧期** 生活の確保を目指す。＜生活の維持＞仮設住宅の建設、ライフラインの復旧、がれきの処理、罹災調査など
- 復興期** 仕事の回復を目指す。＜日常生活の回復＞まちづくり

(4) 情報の収集と連絡

災害発生後に実施すべき対応は、時間の経過、応急対策の進捗状況などにより変化するため、常に新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した情報、応急対策の実施状況などの報告を怠らないこと。

各部における活動予定や行動内容については、処理事項をため込まない程度にまとめ、総務部まで処理時刻を記録したものを提出する

(5) 被災者への親切な対応

被災者は身体だけではなく、家族の安否、今後の生活など心に大きなダメージを受けているため、被災者の立場に立って、温かい配慮で接し、軽率な言動は慎む。

第5節 被害想定

各種災害が発生する場面としては、交通事情が悪化する冬期間、しかも平日の深夜帯（午前0時から早朝4時頃の間）を想定して対応策を検討する。

- 地震 震度7の揺れに襲われる（木造家屋の倒壊）
- 洪水 集中豪雨による河川の氾濫が起こる（河川付近にある住宅の床上浸水）
- 土砂崩れ 危険箇所の崩壊

【被害項目の洗い出し】

①直接的被害・影響

資源種別 項目	職員・家族 勤務中/時間外	建物・インフラ・什器類 役場庁舎	住民	物流
地震（揺れ） 【震度7】	死傷・自宅被害(火災等含む)・家族の安否不明及び死傷・交通事故	庁舎設備損壊・火災・天井の落下・EVの停止・什器類の損壊及び倒壊・情報通信機器及び通信インフラの破損・業務中断	死傷・行方不明・火災・家屋倒壊・交通事故	路線バス損壊・運転手死傷・情報システム停止・交通網寸断
豪雨・洪水	死傷・行方不明	業務中断	死傷・行方不明	交通網寸断
暴風・竜巻	死傷・行方不明	庁舎設備損壊	死傷・行方不明	交通網寸断 (倒木)
土砂崩れ・雪崩・豪雪	死傷・行方不明		死傷・行方不明	交通網寸断

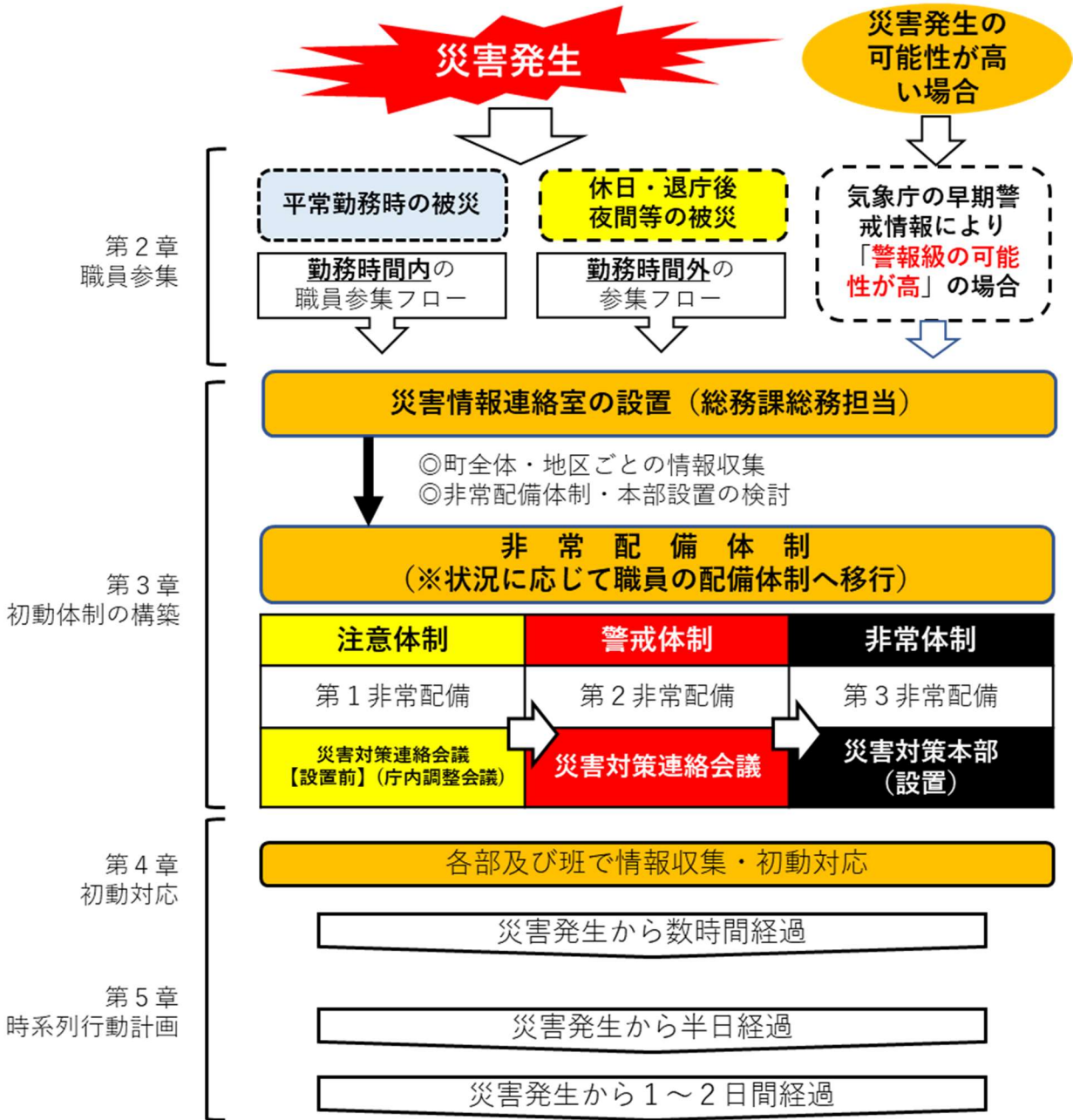
【被害項目の洗い出し】

②間接的被害・影響

資源種別 項目	職員・家族 勤務中/時間外	建物・インフラ・什器類 役場庁舎	住民	物流
インフラの寸断	停電・断水・電話不通又は輻輳・職員の安否不明	停電・断水（トイレ・飲料水等）・電話及びFAX不通又は輻輳・業務中断	避難所との連絡不能	物流システム停止
交通停止	帰宅及び通勤困難		町内巡回不能	物流網寸断
道路・橋梁被害	帰宅及び通勤困難			物流網寸断
物流不足	食料・水・医薬品などの生活物資不足	復旧資材等の調達困難・燃料不足による自家発電機の連続運転不能		燃料不足

第6節 災害時の組織設立とマニュアルとの関係

災害発生時における雨竜町の組織体制、並びにその活動の全体像と、このマニュアル構成との関係を図化したもの。

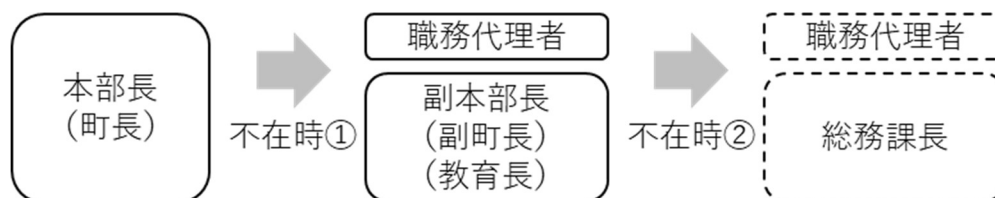


第2章 職員の参集 ～非常配備体制による参集

第1節 非常時の配備体制

(1) 配備体制における指揮者

本部長不在時の指揮命令系統の確率のため、職務代理者を次のように定めておく。



(2) 配備体制について

①災害情報連絡室

- 災害、気象、水象、地象に関する情報収集を行い、必要に応じて災害対策連絡会議、災害対策本部の設置に至るまでの措置を行う。
- 災害情報連絡室の設置後、甚大な被害に拡大すると予想される場合は、災害対策本部に移行する。

②非常配備体制

- 気象警報等が発表され災害の発生が予想される場合において、被害の軽減及び災害発生後における応急対策の迅速な推進を図るため、非常配備体制をとる。
- ただし、災害対策本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制をとることができる。

③配備体制の種別

- 本部長は、非常配備体制の基準に基づいて、第1非常配備体制、第2非常配備体制、第3非常配備体制を発令する。

④非常配備体制の解除

- 本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策が概ね完了したと認められる時、配備体制を解除する。

(3) 非常配備体制の基準

①災害対策本部の設置前

種別	災 害 情 報 連 絡 室 (総務課総務担当)
配備基準	・ 本部設置までに至らない小規模災害が発生するおそれが生じたとき、又は発生したとき ・ 気象庁の早期警戒情報で「警報級の可能性が高」が発表されたとき
配備の内容	・ 室長、副室長及び必要な職員を置き、室長には総務課長を副室長及び必要な職員には室長が指名する職員をもってこれに充てる。 ・ 災害情報連絡室の設置後、甚大な被害に拡大すると予想される場合は、災害情報連絡室を災害対策本部に移行する。
活動内容	・ 災害対策本部の組織及び各部班の分担業務を準用してその災害対策を実施する。

区分／種別	災害対策連絡会議【設置前】／第1非常配備
配備基準	・ 気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき (大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、記録的短時間大雨情報) ・ 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき ・ 町内に震度4の地震が発生したとき
配備要員	・ 課長職全員及び総務課長が指名する職員 ・ 各部課長職より指示された人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 ・ 第2非常配備に移行し得る体制をとるものとする。
活動内容	・ 総務課総務担当は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収集・伝達等を行う。 ・ 総務課総務担当は、雨量・水位等に関する情報を関係機関から収集する。 ・ 関係各課長は、総務課総務担当からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。 ・ 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各課長が調整する。 ・ 所管施設の警戒巡視の実施。

区分／種別	災害対策連絡会議／第2非常配備
配備基準	【風水害】 ・ 大型の台風の接近等で被害の発生が予想される場合 ・ 住家の床上浸水や農地の浸水、全半壊等の被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される場合 ・ 避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要な場合 ・ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し応急対策が必要な場合 【雪害】 ・ 住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき ・ 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき ・ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき 【地震】 ・ 震度5弱の地震が発生し家屋等に被害がみられるとき 【大事故等】 ・ 人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
配備要員	・ 管理職員全員及び各課長が指名する職員 ・ 各課長職より指示された人員で情報収集連絡活動及び応急活動を実施する。 ・ 災害応急対策に関係ある各部班の所要人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行しうる体制とする。
活動内容	・ 関係各課長は、情報の収集伝達体制を強化する。 ・ 総務課長は、関係各課長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観的に情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。 ・ 各課長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。 ① 事態の重要性を担当職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。 ② 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予定地）へ配置すること。 ③ 各課長は災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

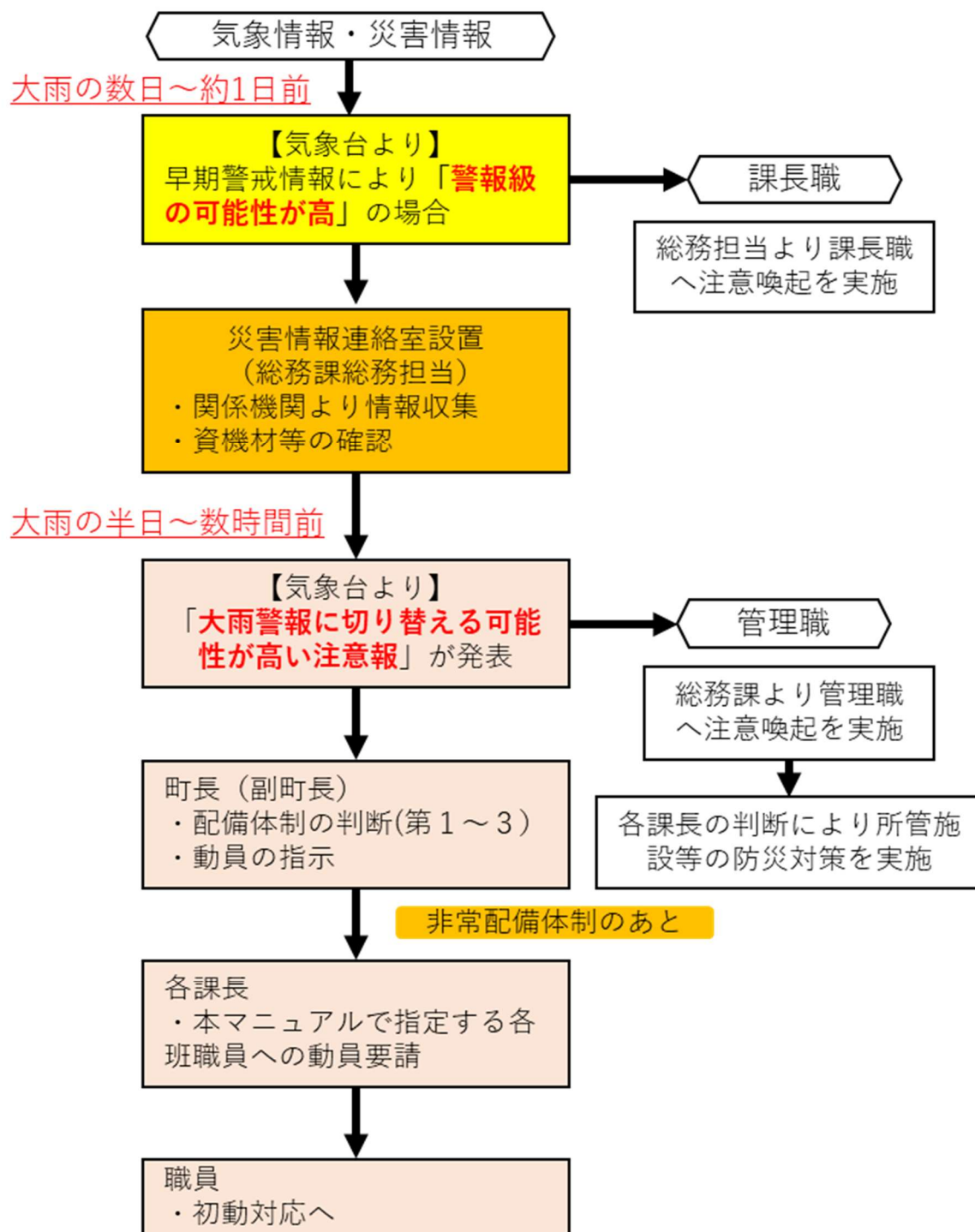
②災害対策本部の設置

区分／種別	災害対策本部／第3非常配備
配備基準	【風水害】 ・ 特別警報（大雨・暴風）が発表された場合 ・ 大型の台風の接近等で多くの災害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ・ 多くの地域で避難勧告や孤立集落の発生、多くの交通機関の障害等により応急対策が必要な場合 【雪害】 ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・ 住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき ・ 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき ・ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき 【地震】 ・ 震度5強以上の地震が発生した場合 【大事故等】 ・ 被害が大規模で、人命救助救出活動の難航が予想される場合
配備要員	・ 災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活動内容	・ 各部班は、災害応急対策に全力を傾注する。 ・ 課長職は、活動状況を随時本部長に報告するものとする。

第2節 災害種類別の緊急時職員参集フロー詳細説明

【風水害災害のフロー】

※早期警戒情報については、基本的に勤務時間内に発表される。



(1) 実施要領

動員（招集）の方法・主な流れ及び配備要員に関する協力体制については次のとおり。

- ①総務課長は、本部長（町長）の非常配備決定に基づき本部員及び各担当部長（課長職）に対し、災害対策本部の設置に至るまでの措置を行うため、災害情報連絡室を置く。

＜災害情報連絡室のイメージ＞

総務課長と総務担当職員に加え、災害による被害が想定される関係課長等

- ②総務課長は、本部長（町長）の非常配備決定に基づき本部員及び各担当部長（課長職）に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知する。

非常配備の基準は別紙 P 7 参照

- ③上記の通知を受けた各課長等は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。各担当課においては、あらかじめ課内での動員（招集）系統を確立しておくこと。

⇒第 1 ～ 3 非常配備体制に基づく連絡

- ④各課長等より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくこと。非常登庁を要する事態に際しての留意点は次のとおり。

⇒（例 1）「第 2 非常配備体制」と連絡が入った場合は、その対象人員が参集すること。

その他の者は自宅待機とする。

⇒（例 2）地震の予警報が発令される事態が発生した場合は、原則としてテレビやラジオなどで規模を確認し自主的に参集する。なお、停電や倒壊などによりテレビが見られない場合は、自宅周辺の状況を確認、自己判断の上で登庁する。

■職員非常招集連絡（各部の連絡網）

各課長等は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

■配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各課長等は直ちに所管に係る配備体制を整えとともに、速やかに体制確立状況を総務課長に報告する。

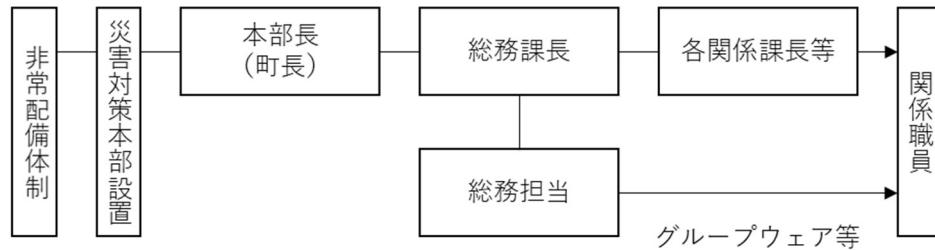
- ⑤各課長職等は、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認められるときは、あらかじめ定められている職員の業務分担を変更して、別の業務を指示、命令することができる。
- ⑥災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各部局相互の協力体制を確立する。各課長等は、動員可能者数を把握し必要に応じて応援する。

(2) 伝達系統及び伝達方法

①平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長（町長）の指示により、関係各部長に対し通知するとともにグループウェア等により通知する。

(イ) 各課長等は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。



②休日又は退庁後の伝達

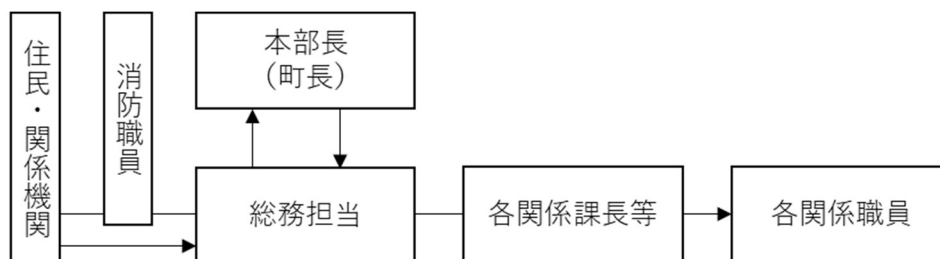
(ア) 消防職員による非常伝達

消防職員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係各課長等に連絡するものとする。

- a 土砂災害等の警戒情報が関係機関から通報されたとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生にともなう異常現象の通報があったとき。

(イ) 職員への指示伝達体制の確保

各課長等は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。



(3) 参集フロー

①勤務時間内

1. 安全確保措置

- 勤務時間内に災害又は地震が発生した場合、来客者の安全確保及び自らの安全確保を第一に、次の点に留意して、各課で避難・救助を行う。
 - 避難及び避難誘導（地震発生時）
 - ・地震の揺れが止むのを待ち、施設の来客者等を一時的に屋外の安全な場所へ誘導する。
 - ・落ち着いて行動するよう放送・呼びかけをする。
 - ・（飛散した）ガラス、落下・転倒物等から安全に配慮するほか、エレベーターの使用は禁止し、階段や非常口へ誘導する。
 - 負傷者の救護
 - ・負傷者が出た場合は、応急手当を行う。
 - ・重傷者が出た場合は、江竜消防署に通報し、その指示に従う。

2. 配備

- 次の点に留意して、災害時における配備体制を確立する。
 - ・気象予報又は地震情報等を収集するとともに、現在の配備体制を確認する。
 - ・配備体制の配備職員に自分が該当する場合、直ちに勤務場所に参集する。
- （配備における留意事項）
 - ・配備についていない場合も、常に災害に関する情報、災害対策本部の関係の指示に注意する。
 - ・勤務場所を離れる場合は、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
 - ・自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

3. 参集報告

- 参集状況の報告
 - ・各課長等は、所属職員の参集状況を記録し、報告するとともに、職員や必要に応じて家族の安否確認を併せて行い、総務課へ報告する。

②時間外及び祝日

1. 安全確保措置

●勤務時間外に災害又は地震が発生した場合は、自身及び家族等の安全確保を第一に、次の点に留意して、緊急の安全確保を行う。

- ・ 家族等の安全確保・安否確認
- ・ 火の始末、避難、応急救護等

2. 参集の判断について

●次の点に留意して、参集の判断をする。

- ・ 地震が発生した場合は、震度が不明な場合でもテレビ等からの情報や、周囲の被害状況等から震度を推定するなどして、現在の配備体制を確認する。
- ・ 配備体制の配備職員に自分が該当する場合、直ちに参集する。
- ・ 配備基準に達しない場合でも、参集の準備をして（自宅等で）待機する。

3. 参集

（参集場所）

- ・ 職員は原則として、勤務場所に参集する。

（参集できない場合）

- ・ 本人や家族が被災し、参集できない場合は、所属長等へその旨を連絡する。

（所定の場所に参集できない場合）

- ・ 災害の状況により、所定の場所へ参集できない場合は、所属長等に連絡し指示を受ける。

（参集の方法）

○手段

- ・ 原則として、徒歩、自転車等で参集する。
- ・ 状況に応じて自動車も利用するが、被災地域への幹線道路が渋滞しないよう配慮する。

○ルート

- ・ 国道、道道などの幹線道路を利用する。
- ・ 火災の状況、倒壊・落下等の危険箇所、危険物の状況等に応じ安全なルートを選択する。

(参集途上での留意事項)

○参集途上では、安全第一に心掛けて、被害の状況に目を配り情報を収集しながら参集する。

【安全の確保】

- ・倒壊しそうな家屋、ブロック塀には近寄らないこと。
- ・倒壊・落下により破損した電線には触れない。
- ・ガス漏れに備えて、喫煙・火の使用は控える
- ・火災や救助者等を発見した場合は、周辺住民や町内会と協力し対応に当たるが、できる限り速やかな参集に努める。あわせて、その状況を課長等に連絡する。

○被害状況の確認

- ・救助者の有無 救助が必要な者がいるか
- ・負傷者の有無 医療手当が必要な者がいるか
- ・建物被害の状況 建物被害が集中している地区
- ・災害の発生状況 火災・浸水等の発生場所
- ・道路の状況 被害の状況（自動車が通れるかどうか）、渋滞の状況

3. 参集報告

○参集状況の報告

- ・参集職員は、参集途上において、被災の状況、災害状況の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。

○参集状況の報告

- ・各課長等は、所属職員の参集状況を記録し、報告するとともに、職員や必要に応じて家族の安否確認を併せて行い、総務課へ報告する。

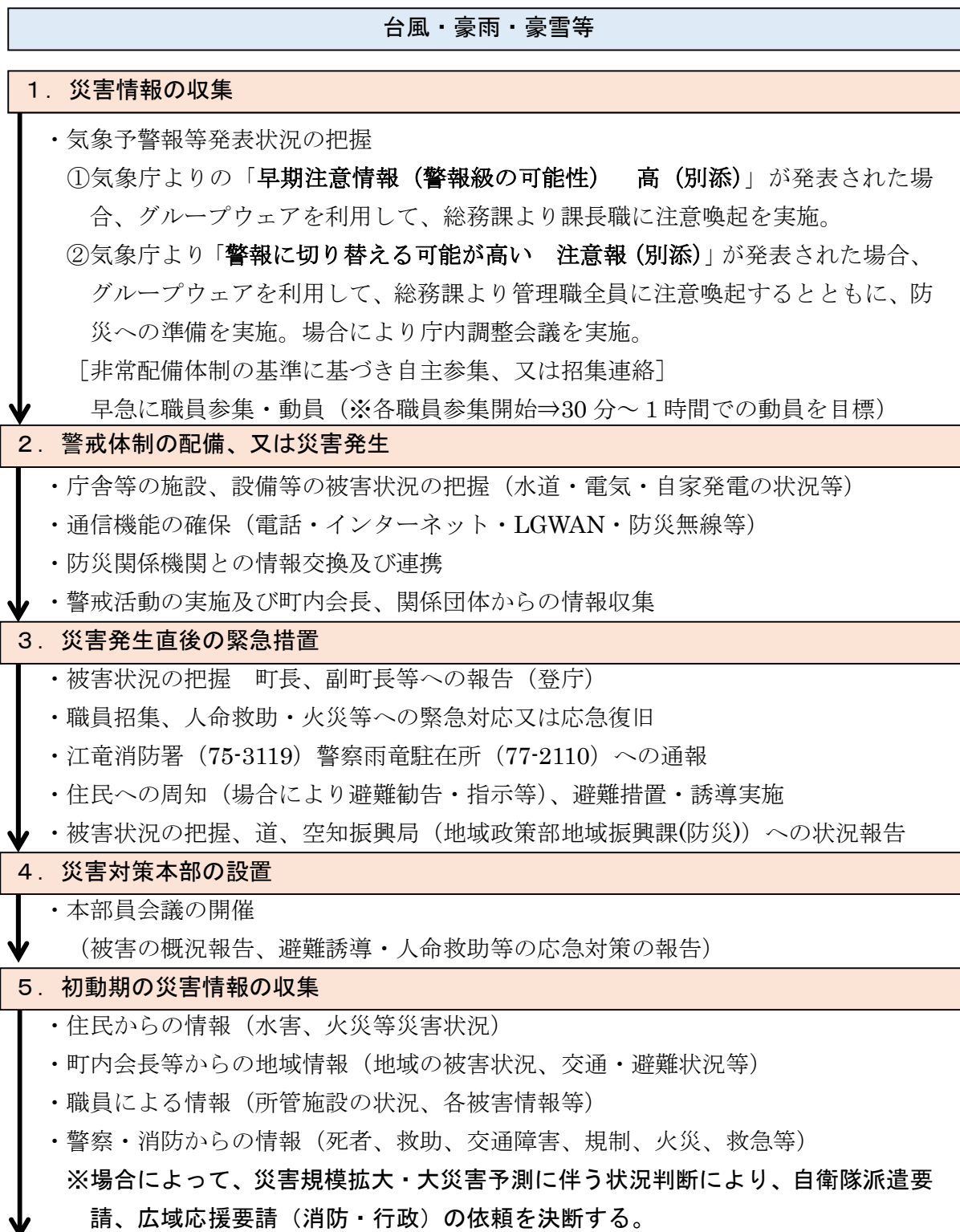
第3章 初動体制の構築 ～災害対策本部の役割～

第1節 初動対応フロー

地震発生又は警報等気象情報の発表から概ね3時間以内の目標をまとめたもの。

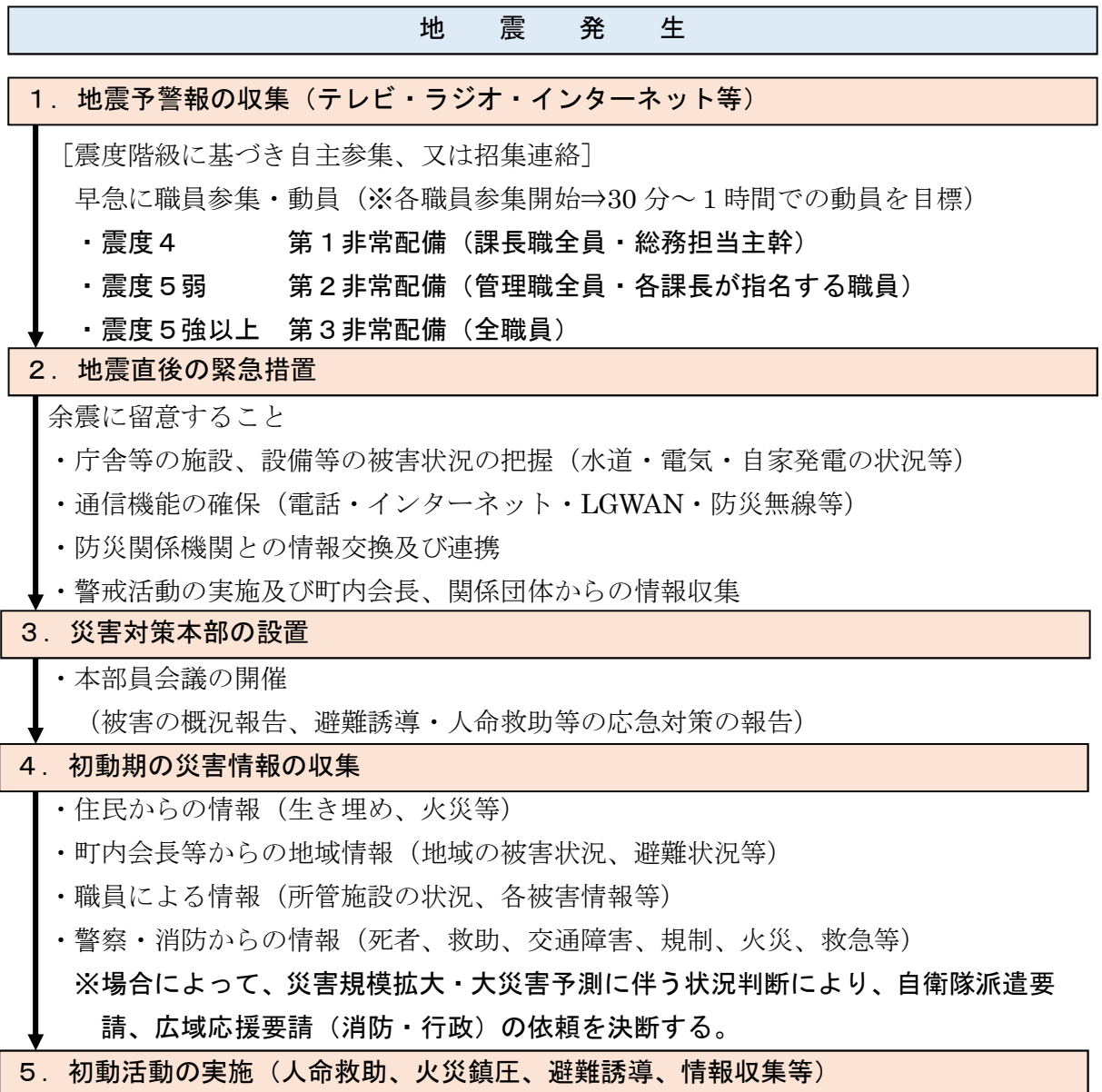
勤務時間もこれに準ずる。

①風水雪災害等の初動対応フロー



6. 初動活動の実施（人命救助、応急対応、避難誘導、情報収集等）

②地震災害の初動対応フロー



(別紙)

早期注意情報(警報級の可能性)の[高]及び[中]の利活用のイメージ

	翌日まで 積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	2日先から5日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
【高】 対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生<u>の可能性が高い状況</u>。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【高】が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、<u>「警報に切り替える可能性が高い注意報」や「予告的な府県気象情報」</u>等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が<u>予想される詳細な時間帯</u>を気象警報・注意報等で確認してください。	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の【高】や【中】が発表されたときは、<u>心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」</u>の内容に十分留意するようにしてください。
【中】 【高】ほど可能性が高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生<u>の可能性</u>がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【中】が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、<u>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておく</u>ようにしてください。	

「翌日まで」の方が「2日先から5日先まで」よりも見逃しが少ない。

※ 大雨に関して、翌日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 です。

(内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」②P49の内容に基づき整理)

情報の説明

[illegible]

発表中の警報・注意報等の種別を表しています。
右の凡例表に示した背景色により、警報や注意
報などの発表状況が一目でわかります。

【各種別についての凡例】

- ：特別警報
- ：警報
- ：注意報
- ：今後特別警報に切り替える可能性が高い警報
- ：今後特別警報に切り替える可能性が高い注意報
- ：今後警報に切り替える可能性がある注意報

明日まで3時間毎の現象の推移を示す表です。背景色(■:特別警報級、■:警報級、■:注意報級)により、警報級の現象を予想しているなどの状況を一目で見るができます。表中の数字は、量的な予想値です。また、表中の矢印は風向を示しています。例えば、暴風5日0-3時の状況 ㊦は、南の風5メートルで特別警報級の現象を予想していることを表しています。

表で示した時間帯以降に警報級や注意報級の現象が続く可能性や、発表中の警報・注意報に関連する現象について示します。

平成〇〇年 1 0 月 4 日 1 7 時 0 0 分 ××地方气象台発表

××県の警報級の可能性

南部では、5日までの期間内に、大雨、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。

× × 県南部		警報級の可能性						
種別	4日		5日		6日	7日	8日	9日
	明け方まで		朝～夜遅く					
	18-6		6-24					
大雨	高	高	高	高	—	—	—	中
大雪	—	—	—	—	—	—	—	—
暴風(暴風警)	高	高	高	高	—	—	—	—
波打	高	高	高	高	—	—	—	—

明日までは時間帯を区切って、明後日以降は1日単位で、大雨・大雪※・暴風(暴風雪※)・波浪について、警報を発表するような現象発生の可能性を示します。

※寒候期の7月

【凡例】

【高】：警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況

[中] : [高]ほど可能性が高くないが、警報を発表するような現象発生の可能性がある状況。

第2節 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置基準

災害・事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

【本部設置基準の詳細】

災 害	設 置 基 準
風水害	・特別警報（大雨、暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	・特別警報（暴風雪、大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地 震	・地震5強以上の地震が発生したとき。
大事故等	
航空災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。

(2) 災害対策本部の設置

①設置場所

○町災害対策本部は原則として庁舎内に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合等は、本部長の決定・指示により、災害を免れた他の公共施設に設置する。

(代替施設 1 : 雨竜町公民館 代替施設 2 : 雨竜町ふれあいセンター 等)

②設置の通知及び公表

○災害対策本部を設置したときは、電話、口頭等により直ちに全職員に通知する。

○防災関係機関、住民等に対し、電話、FAX、北海道総合行政情報ネットワーク、防災行政無線、広報車、町ホームページ、Lアラート等を活用し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

○廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

③標識

○災害対策本部を設置したときは、設置施設玄関前等適切な場所に「災害対策本部掲示板」を掲げる。

○災害対策に従事する本部職員は、必要に応じ「腕章」等を着用するものとする。

○災害時において非常活動に使用する町災害対策本部の自動車には、「標識」を掲げるものとする。

(3) 災害対策本部設置要領

対策本部の設置が決定された場合、本部に必要な資機材等の確保を行う。

- ・各防災関係機関の連絡先名簿（地域防災計画書【資料編】）
- ・被災状況報告その他の様式類・報告書（地域防災計画書【資料編】）
- ・テレビ
- ・ノートパソコン（防災対策用端末）
- ・インターネット回線の確保
- ・プロジェクタ
- ・ホワイトボード
- ・町域の図面及び住宅地図等（防災対策用端末内 GIS データ）
- ・筆記用具

また、速やかに次ページの活動（災害対策本部設置・初動対応チェックリスト）を開始し、災害対策本部を設置する。

【災害対策本部設置・初動対応チェックリスト】

①安全確保措置

チェック	活 動 内 容
	役場への参集※
	施設の被害状況の確認及び記録（時間も記録すること） ※職員の参集者の人員及び参集時間
	危険箇所に対する立入禁止の措置
	災害対策本部設置場所の使用可否の確認 使用可能な場合は、直ちに室内の机、イスの整理・配置 ※応接室又は、大会議室使用するかは、本部長判断とするが、受援体制を整える必要がある場合はスペース的に大きな大会議室とする。 使用不可能な場合は、代替本部等設置場所の検討
	電気・電話・水道の各設備の機能の確認 （機能不能の場合は、緊急修理を依頼）

※参集前の確認事項

チェック	活 動 内 容
	来庁者等の退避の誘導（職員は待避が必要であれば、一時的に駐車場に避難）
	庁舎内被災者の有無の確認（被災者が取り残されている場合は救助）
	課ごとに集合
	職員の安全と人員数の確認
	火災発生の予防（火災が発生した場合は初期消火を実施し、消防へ通報）

②設置後の準備・初動対応

チェック	活 動 内 容
	電話設備の通信機能確認を行い、災害対策本部に必要な回線を確認 ※停電用回線・北海道総合行政ネットワーク（地上・衛星）回線も確認
	通話が錯綜等により接続が不良な場合はＮＴＴと連絡をとり、規制解除の状況等について確認する。
	停電等により自家発電による供給の場合は、自家発電の燃料確保を行う。
	災害対策本部運営に必要な機材の用意と配置
	気象通報等の収集・整理
	各部の職員の参集・動員の状況を把握（各課長は参集者の人員・参集時間を確認）
	本部設置の通知・公表
	災害対策本部の看板を設置
	職員への腕章の配布と着用の指示（ビブスについても着用すること）
	各種様式の準備及び作成
	本部員会議に必要な書類の作成・準備
	被害状況の収集・整理

(4) 本部員会議の開催

- ①本部員会議は、本部長が必要の都度招集し開催する。
- ②本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- ④本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務課長にその旨を申し出るものとする。

(5) 本部員会議の協議内容

- ①本部の配備体制の移行及び廃止に関すること。
- ②災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③関係機関に対する応援の要請に関すること。
- ④その他災害対策に関する重要な事項。

(6) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

【（参考）災害対策本部の設置・運営の流れのチェック】

[illegible]

◎災害対策本部会議の開催

1. 登庁職員数の報告

総務課長は、登庁した職員数を本部長に報告する。

2. 主な協議事項

- ①職員の初動体制に関すること。
- ②被害調査、情報収集に関すること
- ③ライフライン（電気、ガス、上水道、電話等）の被害状況に関すること。
- ④医療機関の被害状況に関すること。
- ⑤バス等公共交通機関の被害状況に関すること。
- ⑥道路、橋梁の損壊状況に関すること。
- ⑦家屋等の被害状況に関すること。
- ⑧避難勧告、指示及び避難誘導に関すること。
- ⑨避難所の開設に関すること。
- ⑩避難場所の利用状況に関すること。
- ⑪緊急輸送路の確保に関すること。
- ⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関すること。

3. 自衛隊の派遣要請検討

必要な情報を収集・整理し、派遣要請の判断を行う。

4. 災害救助法の適用検討・応援要請に必要な情報の収集・整理。

- ①食糧、飲料水、生活必需品等物資について、需要、供給を整理。
- ②医療、救出、使節等の応急復旧等に関わる資機材の需要、供給を整理。
- ③応急復旧に必要な人員の整理。
- ④ヘリコプターの臨時離着陸場の利用について

5. 被害情報の報告

◎災害対策本部会議の開催

1. 主な協議事項

- ①必要な物資の調達要請に関すること。
- ②各部班の緊急対策とその進捗状況の確認に関すること。
- ③関係機関への応援要請に関すること。
- ④災害救助法の適用申請に関すること。
- ⑤道、関係機関への要望事項に関すること。
- ⑥余震・二次災害に関する情報等、広報に関すること。
- ⑦ごみの収集体制に関すること。
- ⑧職員の支援に関すること。
- ⑨義援金品の募集、配分に関すること。

2. 応援要請等の判断

- ①応援要請の手続きに沿って進めること。
- ②職員の応援派遣要請についても、文書による手続きを進めること。

3. 被害情報の報告

(7) 災害対策本部の組織

部 名	部 長	副部長	班名（班長）	構 成
総務部	総務課長	出納室長 議会事務局長	総務班 （総務担当主幹）	総務担当職員 企画財政担当職員 税務会計担当職員 議会担当職員
民生部	住民課長	参事	福祉生活環境班 （福祉担当主幹）	福祉担当職員 生活担当職員
			保健班 （保健担当主幹）	保健担当職員
産業建設部	産業建設課長	参事 技術長	農政商工班 （農政担当主幹）	農政担当職員 商工担当職員 農地担当職員
			土木施設班 （農政担当主幹）	土木担当職員 林業担当職員 建築担当職員 土地改良事業担当職員
教育対策部	教育課長	教育課長	教育班 （教育担当主幹）	教育担当職員

(8) 災害対策本部の事務分掌（業務分担）

総 務 部

種 別	所 掌 業 務
総 務 班	【情報の収集・発信】 ・ 気象台からの気象情報等の受理に関すること。 ・ 国や道からの水象情報等の受理に関すること。 ・ 気象情報（気象・地象）の監視に関すること。 ・ 気象情報及び水象情報の分析に関すること。 ・ 異常現象の通報の受理及び気象庁等の関係機関への通報に関すること。 ・ 災害情報等報告取扱要領に基づく道への報告に関すること。 ・ 消防庁即報基準に基づく消防庁への報告に関すること。 ・ 気象情報及び水象情報並びに災害情報の伝達に関すること。 ・ 庁舎及び所管施設の被害状況の収集・整理に関すること。 ・ 町有財産の被害状況の収集及び整理に関すること。 ・ 情報通信施設等の被害状況の収集・整理に関すること。 ・ 情報伝達に必要な通信手段の確保に関すること。 ・ 火災発生に伴う被害状況の収集・整理に関すること。 ・ 被害情報の集計に関すること。
	【避難対策】 ・ 避難勧告等の判断・解除に関すること。 ・ 避難勧告等の判断に対する国等の機関への助言の要求に関すること。 ・ 避難勧告等の伝達に必要な通信手段の確保に関すること。 ・ 町民等に対する避難の立退きの勧告・指示に関すること。 ・ 屋内での避難等の安全確保措置の指示に関すること。 ・ 広域一時滞在に関すること。
	【応援要請】 ・ 他の市町村等に対する応援の要求に関すること。 ・ 道知事等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関すること。 ・ 自衛隊災害派遣の要請に関すること。 ・ 国等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関すること。 ・ 道知事に対する物資及び資材の供給の要請に関すること。 ・ 民間事業者との支援協定に基づく支援の要請に関すること。 ・ ヘリコプターの派遣要請に関すること。 ・ 応援要請による自衛隊及び他機関からの職員の受け入れに関すること。 ・ 他の部（班）の応援及び支援に関すること。
	【救助救出】 ・ 災害救助法の適用手続きに関すること。
	【応急措置】 ・ 応急措置の実施に当たっての総合調整に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること ・ 情報通信施設等の応急対策に関すること。 ・ 土地及び工作物等の一時使用及び除却に関すること。 ・ 庁舎及び町有財産の応急対策に関すること。

種 別	所 掌 業 務
総 務 班	【活動体制の確保】 ・ 職員の配備計画に関すること。 ・ 職員の参集状況及び安否状況(家族を含む)の把握に関すること。 ・ 非常配備体制(職員の招集)の確保に関すること。 ・ 庁舎等の業務継続性や防災中枢機能の確保に関すること。 ・ 消防機関との連絡調整に関すること。 ・ 他の部(班)との連絡調整に関すること。 ・ 災害対策本部の設置(廃止)及び本部員会議に関すること。 ・ 災害対策本部の運営(庶務)に関すること。 ・ 防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・ その他、他の部(班)に属さないこと。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。
	【広報】 ・ 災害視察者、見舞者等の応接に関すること。 ・ 広報手段の確保に関すること。 ・ 住民に対する警報及び災害情報等の広報に関すること。 ・ 報道機関及び放送事業者に対する広報の要求に関すること。
	【物資・資機材等の確保】 ・ 職員に対する食料及び衣料・生活必需品等の調達・供給に関すること。 ・ 救援物資の受入れ・保管・配分に関すること。 ・ 災害時の車両(作業用を除く)の確保及び配車に関すること。 ・ 暖房器具・石油類燃料の確保に関すること。
	【交通・輸送】 ・ 移送・輸送の総括に関すること。
	【財政対策】 ・ 労務の供給に関すること。 ・ 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 ・ 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること。 ・ 町有財産等の緊急使用(無償貸し付け)に関すること。 ・ 応急公費負担に関すること。 ・ 災害時における事務の委託に関すること。 ・ 自衛隊災害派遣部隊の経費に関すること。 ・ 被災者の公的徴収金の減免に関すること。 ・ 被災者に対する生活援護に関すること。

民 生 部

種 別	所 掌 業 務
福祉生活 環境班	【活動体制の確保】 ・ 支援活動団体との連絡調整に関する事。 ・ 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 ・ 西空知広域水道企業団との連絡調整に関する事。 ・ 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
	【情報の収集・発信】 ・ 人的被害状況の収集・整理に関する事。 ・ 被災者情報の集計・整理に関する事。 ・ 個人情報のデータ管理に関する事。 ・ 社会福祉施設・衛生関係施設・保育施設の被害状況の収集・整理に関する事。
	【避難対策】 ・ 避難場所の開設・運営に関する事。 ・ 避難場所における良好な避難生活の確保や環境衛生の整備に関する事。 ・ 避難場所における救助物資の配分に関する事。 ・ 避難場所における生活環境の整備に必要な措置に関する事。 ・ 避難誘導及び移送に関する事。 ・ 避難所以外の場所に滞在する被災者の配慮に関する事。 ・ 家庭動物同行避難者の対応に関する事。
	【応援要請】 ・ 住民組織に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関する事。 ・ 社会福祉施設・衛生関係施設・保育園施設の応急対策に関する事。 ・ ボランティアの受入れ・調整に関する事。
	【救助救出】 ・ 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事。 ・ 行方不明者の捜索に関する事。 ・ 遺体の処理・埋葬に関する事。
	【応急措置】 ・ 応急給水対策に関する事。 ・ 社会福祉施設・衛生施設・保育施設関係の応急対策に関する事。 ・ 災害時の防犯に関する事。
	【広報】 ・ 災害に関する相談及び苦情等の処理に関する事。 ・ 住民の安否情報の提供に関する事。
	【物資資機材等の確保】 ・ 食料及び飲料水並びに衣料・生活必需品等の調達・供給に関する事。
	【交通・輸送】 ・ 被災地における交通安全対策に関する事。

種 別	所 掌 業 務
福祉生活 環境班	【保健衛生・防疫】 ・ 検病調査班及び防疫班の編成に関すること。 ・ 清掃業務に関すること。 ・ 防疫に関すること。 ・ 被災地の環境衛生対策に関すること。 ・ 逸走犬等の保護に関すること。 ・ 災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること。 ・ 応急仮設トイレ対策に関すること。
保健班	【避難対策】 ・ 避難行動要支援者の避難支援及び安否の確認に関すること。
	【活動体制の確保】 ・ 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）との連絡調整に関すること。 ・ 医師会との連絡調整に関すること。
	【情報の収集・発信】 ・ 病院施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	【応援要請】 ・ 災害派遣医療チーム派遣要請に関すること。 ・ 他の部（班）の応援・支援に関すること。
	【物資・資機材等の確保】 ・ 炊き出しに関すること。 ・ 被災者への食料供給計画に関すること。
	【医療】 ・ 救護所の設置に関すること。 ・ 道及び医師会等の協力機関との連絡調整に関すること。 ・ 救護班の編制に関すること。 ・ 災害時の医療品の調達・供給並びに医療機器の確保に関すること。 ・ 救急医療及び助産等、医療救護活動の支援に関すること。
	【保健衛生・防疫】 ・ 被災地及び避難場所の保健指導に関すること。 ・ 感染症の予防に関すること。 ・ 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること。 ・ 避難場所の環境衛生対策に関すること。

産 業 建 設 部

種 別	所 掌 業 務
農政商工班	【活動体制の確保】 ・ 農業関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 商工業関係機関との連絡調整に関すること。
	【情報の収集・発信】 ・ 農林業被害情報の収集・整理に関すること。 ・ 商工業関係の被害状況の収集・整理に関すること。 ・ 火災発生に伴う被害状況の収集・整理に関すること。
	【避難対策】 ・ 観光施設入館者の避難誘導に関すること。
	【応急措置】 ・ 農業施設の応急対策に関すること。 ・ 商工施設の応急対策に関すること。
	【応援要請】 ・ 農林業被害（農林業施設含む）に関する応急対策に関すること。 ・ 他の部（班）の応援・支援に関すること。
	【保健衛生・防疫】 ・ 被災地の病虫害の防疫に関すること。 ・ 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。 ・ 家畜の伝染病予防に関すること。 ・ 死亡獣畜の処理に関すること。
	【財政対策】 ・ 農業災害復旧補償及び農業関係資金の融資に関すること。
土木施設班	【活動体制の確保】 ・ 西空知広域水道企業団との連絡調整に関すること。
	【情報の収集・発信】 ・ 住家（町営住宅・公営住宅を含む）被害状況の収集・整理に関すること。 ・ 河川水位・雨量等の監視に関すること。 ・ 重要水防区域及び災害危険箇所の巡視活動の実施・報告・整理に関すること。 ・ 道路、河川、橋りょう、下水道施設等の被害状況の収集・整理に関すること。
	【住宅対策】 ・ 建築物の危険度判定に関すること。 ・ 住宅の応急修理に関すること。 ・ 公営住宅等のあっせんに関すること。 ・ 応急仮設住宅等の建設に関すること。
	【応急措置】 ・ 応急作業用車両の確保、調達、配分及び保管に関すること。 ・ 林野火災に関すること。 ・ 住家（町営住宅・公営住宅を含む）の応急対策に関すること。 ・ 上下水道施設の応急対策に関すること。 ・ 道路、河川、橋りょう、下水道施設等の応急対策に関すること。 ・ 障害物の除去に関すること。

種 別	所 掌 業 務
土木施設班	【物資・資機材等の確保】 ・ 応急復旧資機材及び水防資機材並びに給水資機材の確保に関すること
	【交通・輸送】 ・ 応急措置の実施に支障となるものの除去に関すること。 ・ 道路・林道の通行禁止及び制限に関すること。

教 育 対 策 部

種 別	所 掌 業 務
教育班	【情報の収集・発信】 ・ 学校教育施設・社会教育施設の被害状況の収集・整理に関すること。 ・ 公園施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	【避難対策】 ・ 児童生徒の避難支援及び安否の確認に関すること。
	【応急措置】 ・ 学校教育施設・社会教育施設等の応急対策に関すること。 ・ 公園施設の応急対策に関すること。
	【応援要請】 ・ 他の部(班)の応援・支援に関すること。
	【教育対策】 ・ 給食の供給に関すること。 ・ 教職員、児童生徒等の安全確保及び安否確認に関すること。 ・ 学校教育再開に向けての対策に関すること。 ・ 学用品等の調達・供給に関すること。 ・ 教職員の確保に関すること。 ・ 被災児童・生徒の健康管理に関すること。 ・ 学校施設の衛生管理対策に関すること。 ・ 社会教育施設の応急利用に関すること。

※ 各班及び所掌事項についての留意事項

災害発生時は、避難対策や災害時要援護者対策に関わる業務、また、水防、救助などの各業務について、当該部（班）のみで対応することが困難である場合も予想されるため、該当する部班の対策事項とともに、必要に応じて、他部班への応援のあることも想定する。

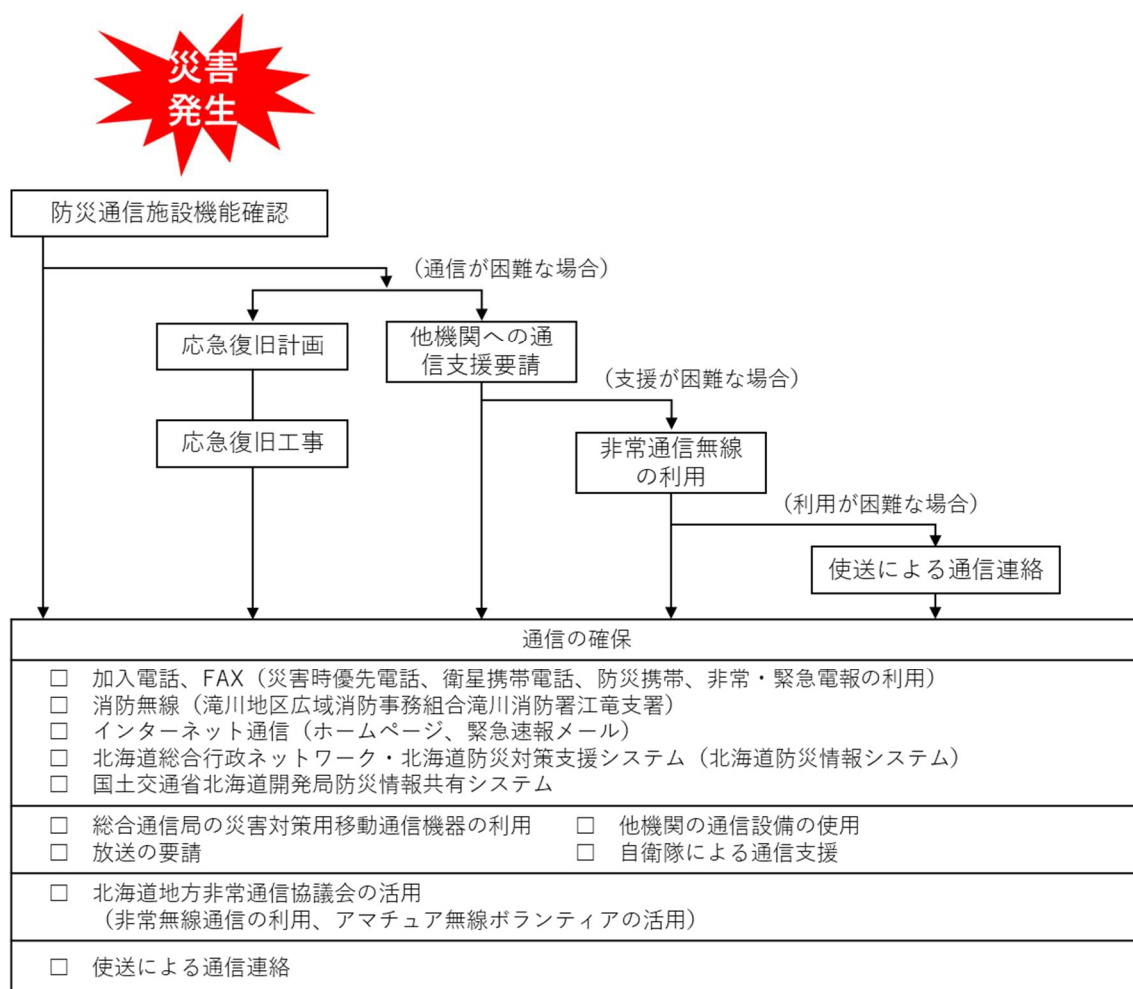
第4章 初動対応 ～状況の把握と初動活動の実施～

第1節 災害情報の収集と各種連絡

(1) 通信手段の確保

災害発生直後において、災害情報連絡用の通信手段を確保するため、直ちに保有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設及び設備の復旧を行う。

また、必要に応じて滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署に対し、消防無線による通信の確保を要請する。



※他機関の通信施設の使用～北海道開発局関係無線、陸上自衛隊の通信施設、北海道警察の通信施設、北海道電力㈱の専用無線

(1) 通信手段の確保

①第1次情報等の収集

初動段階では、被害に関する細かい数値により、災害全体の概要を知ることにより全力をあげるものとし、被害概況の収集に当たっては、参集職員からの情報収集や被災現地に職員を派遣するほか、町内会長等から情報収集する。

○参集途上における情報の収集と報告等

休日・夜間等に災害が発生し、庁舎等に参集する際は、参集途上において、被災状況、災害状況の収集に努め、その情報を各課長に報告する。特に道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

※参集途上における情報収集は、あくまでも概略的信息収集であり、迅速な参集を第一に考えることとする。

②被害情報、応急対策活動情報の収集

第1次情報等の収集後は、防災関係機関と連携し、災害の状況に応じて必要の都度、被害状況、応急対策活動等の状況を収集する。

③収集すべき災害情報

○人的被害（死傷者数・生き埋め者のいる可能性のある要救助現場の箇所数）

○住家被害（全壊、倒壊、床下浸水等）

○土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

○出火件数又は出火状況

○二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）

○輸送関連施設被害（道路等）

○ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設、排水施設被害）

○避難状況、救護所開設状況

○災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

④被害状況の収集実施担当

【ライフライン被害状況】

項目	被害情報掌握機関	情報収集担当班
1. 道路・橋梁	国：北海道開発局 札幌開発建設部 滝川道路事務所 道：空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所 町：産業建設課	土木施設班
2. 河川	国：北海道開発局 札幌建設管理部 滝川河川事務所 道：空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所 町：産業建設課	土木施設班
3. 電気施設	北海道電力ネットワーク(株) 滝川ネットワークセンター	総務班
4. 電気通信設備	東日本電信電話(株) 北海道支店	総務班
5. 交通	北海道旭川方面 深川警察署 (雨竜駐在所) 空知中央バス(株) 滝川営業所	総務班
6. 石油槽等危険物	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署 江竜支署	総務班
7. 上下水道	水道：西空知広域水道企業団 下水：産業建設課	土木施設班

【一般被害状況】

項目	調 査 対 象	情報収集担当班
1. 人的被害	・ 救急搬送者 ・ 通院、病院搬入者 ・ 災害時要援護者 ・ 被災者 ・ 死者・行方不明者	総務班 “ 保健班 福祉生活環境班 “
2. 住家被害	・ 一般住宅 ・ 公営住宅（町有住宅含む）	土木施設班
3. 農畜産被害	・ 農地、農作物、家畜 ・ ダム、ため池、用排水施設 ・ 排水機場 ・ ライスコンビナート、粃穀堆肥施設 ・ 農業総合管理センター	農業商工班 土木施設班 “ 農業商工班 “
4. 林業被害	・ 林道、立木	土木施設班
5. 衛生施設被害	・ 一般廃棄物処理施設、火葬場、墓地等 ・ し尿処理施設	福祉生活環境班 土木施設班
6. 商工観光関係被害	・ 店舗、商店、機械器具等 ・ 道の駅（農畜産加工施設含む） ・ ゲートパーク ・ 勤労者ホーム	農業商工班 “ “ “
7. 文教施設被害	・ 小中学校（教員住宅含む） ・ 高等養護学校	教育班
8. 社会教育施設被害	・ 公民館 ・ 改善センター及びスポーツセンター ・ メモリアルパーク ・ 追分スポーツセンター ・ 町営プール ・ 史跡公園 ・ 農業資料保存館	教育班 “ “ “ “ “ “
9. 社会福祉・医療施設被害	・ いきいき元気村関連施設 ・ 老人福祉施設（暑寒の里・寿園） ・ シルバーハウス ・ 新雨竜第一病院 ・ さいとう歯科	福祉生活環境班 “ “ 保健班 “
10. 行政施設	・ 庁舎及び周辺関連施設 ・ ふれあいセンター ・ 各コミュニティセンター ・ 十字街、追分公衆トイレ、バス停 ・ ポケットパーク	総務班 “ “ “ 土木施設班

⑤実施要領等

(ア) 総務部総務班は、災害情報等（様式1・2を確認のこと）について、本部長に報告する。

(イ) 総務部総務班長は、受理した災害情報を各班に関係あるものについて、速やかに当該班長に報告する。

(ウ) 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、町地域防災計画「一般災害対策編 第5章第3節災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、総務班を通じて報道関係機関に発表する。

(エ) 情報収集する担当者は、災害対策基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際して、総務部総務班と連絡調整をとり、相違ないようにする。

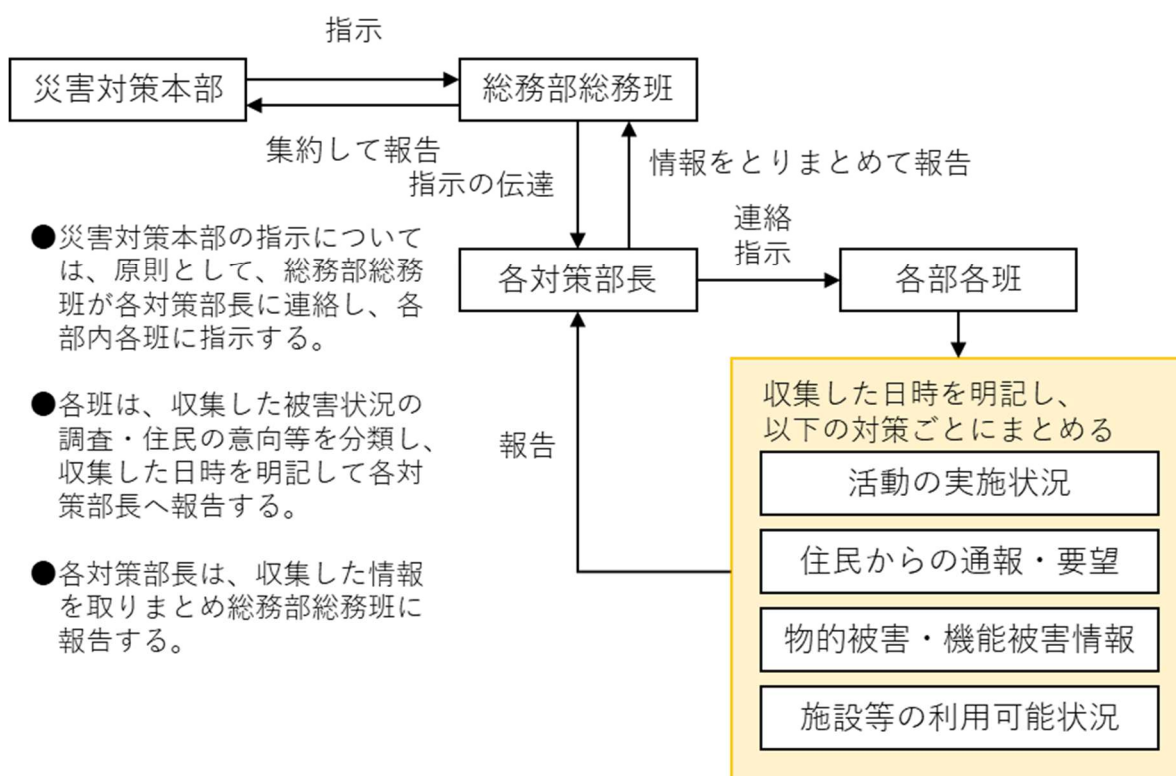
⑥警察・消防との調整

情報の収集に当たっては、警察・消防関係と緊密な連携をとり、情報交換、調整を図り、被害状況の正確を期する。

⑦情報の集約等

総務部総務班は、各班が収集した災害情報等を集約し、総務部長に報告する。

総務部長は、集約した災害情報等を、本部長に報告するとともに、各班に関係あるものについて、速やかに該当する班の対策部長等に連絡する。



(3) 被害状況の報告

本部長は、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を空知総合振興局長に報告する。

また、消防庁即報基準に該当する災害等のうち、一定程度以上のもの（「直接即報基準」に該当する災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

①被害状況報告時の留意点

○通信途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

○119番通報の殺到状況時には、その状況を道（空知総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

○自ら対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道（空知総合振興局経由）及び国（消防庁経由）へ報告に努める。

○震度4以上の地震を記録した場合は、被災状況を道（空知総合振興局経由）に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道（空知総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

○各班は、災害対策基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、総務部と連絡調整をとり、相違のないようにする。

②被害状況等の報告先

【北海道・空知総合振興局】

回線	区分	北海道 危機対策課	空知総合振興局 地域創生部地域政策課
N T T 回線	電 話	011-204-5008	電 話 0126-20-0033
	F A X	011-231-4314	F A X 0126-25-8144
北海道総合行政ネットワーク	電 話	6-210-22-561	電 話 6-650-2191
	F A X	6-210-22-729	F A X 6-450-4893

【消防庁】

回線	区分	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	消防庁災害対策本部設置時
		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553	03-5253-7553
地域衛星通信	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102	*-048-500-90-49175
ネットワーク	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	*-048-500-90-49036

(注)*は各団体の交換機の特番

(4) 住民等への広報

災害対策本部に集まった災害情報等は、地域防災計画「一般災害編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより発表する。

①被害状況報告時の留意点

区分	担当	広報対象	伝達方法
災害広報全般	総務部 総務班	地域住民 及び被災者	・ 防災行政無線 ・ 広報車の利用 ・ 広報紙、チラシ等印刷物の利用 ・ ホームページの利用 ・ 緊急速報メールの利用 ・ 電話、文書等により町内会長への連絡 ・ 北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用 ・ ポータルサイト・サーバー運営業者への協力依頼
		報道機関	・ 口頭又は文書（ラジオ・テレビ・新聞）による情報提供
災害対策本部職員に対する周知	総務部 総務班	町職員	・ 口頭、電話、庁内放送、グループウェア等
各関係機関に対する周知	各対策部	防災関係機関及び公共的団体並びに関係施設等	・ 北海道総合行政ネットワーク、電話、ＦＡＸ、メール、派遣連絡員、口頭

※広報の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

②広報内容

所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、主に次の情報について提供する。

- 災害に関する情報及び注意事項
(被害の区域・状況、二次災害の危険性等)
- 避難の必要性等
(避難指示(緊急)・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所)
- 災害復旧対策とその状況(ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況)
- 地域に与える影響(交通規制、医療機関等の生活関連情報等)
- 家族等の安否の情報
- その他必要な事項(被災者生活支援に関する情報等)

第2節 住民等の避難誘導、避難所の開設

(1) 避難の勧告、指示区分の基準

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	市町村が避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。 (災害対策基本法第56条)	高齢者等避難 ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、洪水に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難勧告	市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 (災害対策基本法第60条)	全員避難 ○洪水に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	市町村は、災害が発生し、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するためには、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことがかえって人の生命また身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 (災害対策基本法第60条)	全員避難<市町村から避難指示（緊急）が発令された場合> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ○指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、指定緊急避難場所ではないが、近隣より安全な場所・建物への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動し「屋内安全確保」を行う。 ○避難指示（緊急）は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものでないことに留意する。
【警戒レベル5】 災害発生情報	市町村は、災害が発生し、人の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するためには、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことがかえって人の生命また身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 (災害対策基本法第60条)	災害発生 ○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ○町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等へ移動

(2) 勧告・指示（緊急）伝達事項

① 勧告又は指示

② 避難対象区域

③ 避難先とその場所の名称

④ 避難経路

⑤ 避難又は指示の理由

⑥ 注意事項

ア 避難時の戸締りをする。

イ 避難にあたっては、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓を閉めるなど）の始末を徹底する。

ウ 漏電の防止措置（電気のブレーカーを切る）。

エ 携帯品は、必要最小限にする（食料、水、タオル、チリ紙、着替え、救急医薬品、懐中電灯等）

オ 服装は必要に応じ、帽子、雨具、防寒用具等を携帯する。

カ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難措置を実施するときは、防災行政無線、広報車、ラジオ・テレビ、サイレン等の信号、消防団員等による伝達、町内会等の協力、携帯メール、その他の連絡手段等により、住民への周知徹底を図る。

また、町、道、空知総合振興局、警察及び自衛隊は、避難措置を行った場合、その内容について相互に連絡通報する。

(4) 避難誘導

避難誘導は、次の避難誘導要領に従い実施する。

その際は、道路の状況及び危険箇所の位置等を確認し、安全の確保を第一に誘導する。

(5) 避難誘導要領

①避難誘導體制	・ 民生部福祉生活環境班の統括のもと、職員、消防職員、消防団員及び警察官等が協力して行う。 ・ 避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行い、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。 ・ 警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
②優先して避難させるべき者	・ 負傷者及び高齢者・障がい者等の要配慮者。 ※その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。 ・ 先に災害は発生すると認められる地区内の居住者
③避難の方法	・ 避難は、可能な限り行政区単位で行うこととする。 ・ 避難は、避難者自ら行うことを原則とする。 ・ 避難者が自立で立ち退くことができない場合、避難途中危険がある場合、あるいは入院患者の場合、その他施設入所中の高齢者、子ども等の避難については、車両等の使用及びヘリコプター等の派遣要請による。 ・ 大規模な移送を要し、町では対応できない場合は、近隣市町村及び道、空知総合振興局に応援要請を行う。
④誘導時の留意事項	・ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定する。 ・ 状況により表示板等を設置し、誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ・ 特に夜間は、照明を確保するとともに、浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。
⑤避難者への周知徹底事項	(勧告・指示伝達事項の注意事項を参照) ・ 戸締り、火気の始末を完全にする。 ・ 携帯品は、必要最小限のものにする。 ・ 服装は、なるべく計装とし、防止、頭巾、雨具、防寒用具等を携行する。

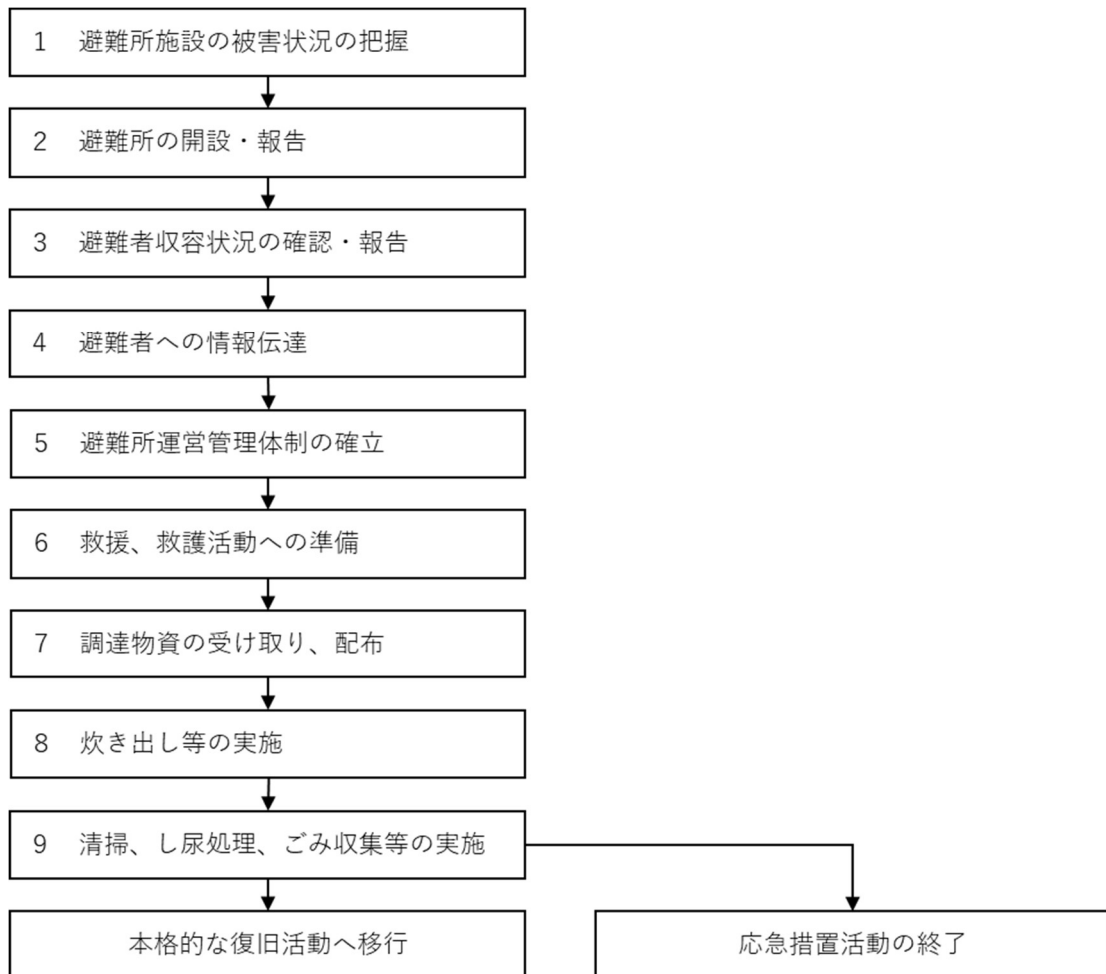
(6) 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、民生部福祉生活環境班が統括し、避難所等の記録（避難者名簿等）及び報告等を行う。

避難所に派遣された職員は、現地に赴き避難所を開設するとともに、住民組織と協力して避難所の運営を行う。なお、避難所では特に要配慮者に配慮する。

また、避難が長期化する場合は、住民の心身の健康に配慮するほか、避難所の運営は住民による自主運営を原則とし、職員は運営を支援する。

【(参考) 避難所の開設・運営の流れ】



(7) 一時避難場所及び避難所

1 指定緊急避難場所

地区名	名 称	施 設				構 造			
		住所	電話	管理者名	所有者	構造	階数	面積	建築年
第8町内	雨竜町立スポーツセンター 総合グラウンド	字満寿 33 番地 3	-	教育課長	町	-	-	27,000 m ²	S54
第8町内	メモリアルパーク	字満寿 33 番地 11	-	教育課長	町	-	-	13,000 m ²	S63
第10町内	雨竜小中学校 グラウンド	字満寿 28 番地 26	-	教育課長	町	-	-	17,000 m ²	
第3町内	雨竜町史跡公園	字満寿 2 番地 11	-	教育課長	町	-	-	29,000 m ²	S54
第11町内	雨竜町立スポーツセンター 追分グラウンド	字洲本 127 番地 2	-	教育課長	町	-	-	12,000 m ²	
第11町内	追分農村公園	字満寿 37 番地 16	-	第11町内 会長	町	-	-	2,500 m ²	H 元
第3町内	川上農村公園	字オホツカ 151 番地	-	第3町内 会長	町	-	-	6,000 m ²	S63
第6町内	渭の津地区 コミュニティセンター駐車場	字渭の津 131 番地 519	-	第6町内 会長	町	-	-	m ²	
第5町内	牧岡農村公園	字恵岱別 1709 番地	-	第5町内 会長	町	-	-	3,000 m ²	S62

耐震		洪水	収 容 人 数						保 有 施 設											備考	名称
耐震性有	補強年度	浸水想定区域外施設※1	全体		地震時		洪水時		給水	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	暖房設備	熱源	障がい者用トイレ	エレベーター	スロープ	非常用電源の有無	避難所標識		
			一時的な避難（1㎡）	長期的な避難（2㎡）	一時的な避難（1㎡）	長期的な避難（2㎡）	一時的な避難（1㎡）	長期的な避難（2㎡）													
		○							○	○											雨竜町立スポーツセンター総合グラウンド
		○							○	○											メモリアルパーク
		○							○	○											雨竜小中学校グラウンド
		○							○	○											雨竜町史跡公園
		○																			雨竜町立スポーツセンター追分グラウンド
		○							○	○											追分農村公園
		○							○	○											川上農村公園
		○																			渭の津地区コミュニティセンター駐車場
		○																			牧岡農村公園

2 指定避難所

地区名	名 称	施 設				構 造			
		住所	電話	管理者名	所有者	構造	階数	面積	建築年
第 8 町内	公民館	字満寿 33 番地 94		教育委員会 教育課長	町	RC	F2		S40
第 8 町内	農村環境改善センター	字満寿 33 番地 3		教育委員会 教育課長	町	RC	F2		S56
第 8 町内	ふれあいセンター	字尾白利加 88 番地 33		総務課長 (指定管理)	町	RC	F2		H4
第 10 町内	高齢者健康福祉 センター(いきいき館)	字満寿 32 番地 185		住民課長 (指定管理)	町	RC	F1		
第 1 町内	コミュニティ防災センター	7 番地 34		第 1 町内 会長	町	S	F2		S56
第 3 町内	川上地区 コミュニティセンター	字オシカ 151 番地 3		第 3 町内 会長	町	木造	F1		H2
第 10 町内	雨竜小中学校	字満寿 28 番地 26		教育委員会 教育課長	町	RC	F2		S47
第 11 町内	追分地域 コミュニティセンター	字尾白利加 96 番地 178		総務課長	町	木造	F1		S60
第 6 町内	渭の津地区 コミュニティセンター	字渭の津 131 番地 517		第 6 町内 会長	町	木造	F1		H27
第 5 町内	牧岡地区 コミュニティセンター	字恵岱別 1709 番地		第 5 町内 会長	町	木造	F1		S60

耐震		洪水	保 有 施 設												備考	名称	
耐震性有	補強年度	浸水想定区域外施設※1	収容人員		給水	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	暖房設備	熱源	障がい者用トイレ	エレベーター	スロープ	非常用電源の有無			難避所標識
			一時的な避難 ※2 (1㎡)	長期的な避難 ※3 (3.5㎡)													
○	H25	○	440 (1,045)	125 (295)	○	○		○	○	重油	○	○	○	○	自立		公民館
○	H25	○	952 (1,263)	272 (360)	○	○		○	○	灯油	○		○		自立		農村環境改善センター
○		○	243 (430)	69 (120)	○	○	○	○	○	灯油	○		○				ふれあいセンター
○		○	360	102	○	○	○	○	○	重油	○		○		自立		高齢者健康福祉 センター(いきいき館)
○		○	54 (54)	15 (15)	○	○		○	○	灯油							防災コミュニティセンター
○		○	62 (62)	17 (17)	○	○		○	○	灯油							川上地区 コミュニティセンター
○	H24	○	500	142	○	○		○	○	灯油	○		○		自立		雨竜小中学校
○		○	200 (200)	56 (56)	○	○		○	○	灯油			○				追分地域 コミュニティセンター
○		○	61 (61)	17 (17)	○	○		○	○	灯油	○		○				渭の津地区 コミュニティセンター
○		○	84 (84)	23 (23)	○	○		○	○	灯油			○				牧岡地区 コミュニティセンター

※1 洪水想定区域は、平成 28 年に公表された想定最大規模（千年に一度の確率）の浸水想定区域を示す。また、○は、浸水想定区域外に位置することを示す。

※2 カッコ書きについては、施設全体を避難所として利用した場合の最大収容人数。

※3 スフィア基準（1人あたり 3.5 m²）により

第3節 応援要請

(1) 応援等の要請

災害・事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに要請する。

① 応援要請の目安

- ・ 町内で震度6強以上の地震が発生したとき。
- ・ 耐震性が高いと思われる建築物に被害が見られたとき。
- ・ 多数の建物が倒壊したとき。
- ・ 大火のおそれがあるとき。
- ・ 火災が同時多発し、地域の消防力を超えるおそれがあるとき。
- ・ 災害発生により安否の確認ができない地域があるとき。
- ・ 災害救助法の適用申請基準を満たすとき。
- ・ 交通事故等で多数の負傷者が発生したとき。
- ・ 被災者の他地区への移送が必要なとき。
- ・ 特殊災害が発生し、地域の消防力では対応が困難なとき。 など

② 要請先

- ・ 自衛隊（原則として知事（空知総合振興局長）に要請を要求する。）
- ・ 道（北海道消防防災ヘリコプターを含む。）
- ・ 災害時応援協定締結先
- ・ 他市町村
- ・ 指定地方行政機関
- ・ 民間団体等
- ・ 消防応援要請（緊急消防応援隊・消防相互応援協定）

(2) 応援要請の方法

総務部総務班は、応援を要請する場合、おおむね次の事項について、原則として文書を用いて要請するが、そのいとまがないときは、電話又は FAX 等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、要請を行った場合は、その旨を道に報告する。

- ・ 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置の内容）
- ・ その他必要な事項

※ 応援要請の方法は要請先機関により異なる。

第5章 時系列行動計画

風水害の場合は、気象警報等により災害の発生が予見でき、段階的に対策を講じることが可能となるが、地震・津波災害の場合は、突発的に発生することから緊急に対策活動を開始する必要があるなど、災害時の初動対応は状況によって異なる。

ここでは、初動期における各部班の主な初動業務の明安を示す。災害の状況によっては、優先度や初動内容は変化するため、災害対策本部の対策状況は町内の被災状況を常に把握しながら、各班で必要な対応に向けた準備を進め、速やかに初動対応を行うものとする。

また、総務部総務班の調整のもと、他部班から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。

なお、具体的な災害応急対応については、各部において定めておくものとし、移行、災害対策本部等の事務分掌に基づく災害応急対策を実施する。

【初動期における活動時の留意事項】

- ・ 部内の連絡調整及び指示を迅速に行うこと。
- ・ 部内の応援及び他部班の応援に対応すること。
- ・ 迅速に各種被害情報を収集し、被害状況の集計、取りまとめにおいては、いつの時点の情報か注意してまとめること。
- ・ 常に気象情報、地震情報等に留意すること。
- ・ 各部班において、関係する防災関係機関、団体、事業者、地域住民等との連絡調整を行うとともに、それらの協力を得て活動を迅速に行うこと。

災害応急対策業務	災害対策本部主管担当部	主な活動内容	警戒時	発災後				復旧・復興期
				数時間	12時間	24時間	3日間	
活動体制の確立	職員の動員・配備	☐ 職員の配備・動員指示 ☐ 職員の非常登庁 ☐ 指定職員が災害対策本部へ参集	○	◎				
		☐ 職員の動員状況の確認 ☐ 各部長等へ職員の参集人数を確認 ☐ 職員（家族）の安否確認	○	◎	⇒	⇒		
		☐ 職員の給食実施 ☐ 職員への給食広報、避難所担当職員への配食				◎	⇒	
		☐ 各部との人員調整及び指示 ☐ 災害対策本部員会議等での調整事項を各部へ指示	○	◎	⇒	⇒	⇒	
		☐ 各部班における配備のローテーション				○	◎	
	災害対策本部の設置	☐ 災害対策本部の設置 ☐ 庁舎の建物・設備などの被害状況（電気、水道、空調等）等を確認し、必要に応じて応急復旧措置を実施 ☐ 緊急電源の確保（自家発電機の確認） ☐ ライフライン事業者等への応急復旧措置の支援要請 ☐ 本部室の開設 ☐ 災害対策本部の必要備品の準備 ☐ 関係機関への通知、周知	○	◎				
		☐ 第1回災害対策本部員会議の開催		◎				
		☐ 第2回災害対策本部員会議の開催 （以降、適時開催） ☐ 業務量に応じ本部体制見直し			◎	⇒	⇒	
災害情報の収集及び連絡	被害状況等の収集・整理	☐ 第1次情報（所管施設等に係る被害状況、災害応急対策実施状況等）の収集、取りまとめ ☐ 職員の現地派遣による情報の収集 ☐ 所管に係る関係機関からの情報収集	○	◎				
		☐ 第1次情報後の所管施設等に係る被害状況、災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ ☐ 職員の現地派遣による情報の収集 ☐ 所管に係る関係機関等からの情報収集			◎	⇒	⇒	
	災害情報の報告等	☐ 道等への電話等による災害発生直後の連絡		◎				
		☐ 第1次情報の集約、報告 ☐ 各班からの第1次情報の収集、取りまとめ ☐ 道等への被害概況報告 ☐ 防災関係機関、関係団体等との情報共有		◎				
		☐ 第1報後の情報の集約、報告 ☐ 各部各班からの情報の集約、取りまとめ ☐ 道等への即報 ☐ 防災関係機関、関係団体等との情報共有			◎	⇒	⇒	

災害応 急対策 業務	災害対策 本部主管 担当部	主な活動内容	警戒時	発災後				復旧・ 復興期
				数時間	1 2 時間	2 4 時間	3 日間	
災害 広報	広報活動	☐ 発災直後の広報 ○地震等災害情報 ○出火防止、初期消火の呼びかけ ○プロパンガスの閉栓の呼びかけ ○災害対策本部の開設の周知		◎				
		☐ 発災から半日程度の広報 ○二次災害の危険情報（余震情報等） ○混乱防止の呼びかけ ○避難所開設、日時、場所 ○救護所の設置など医療・救護 ○給水、物資の供給 ○ライフライン等の被害状況 ○災害用伝言ダイヤル（171）利用の周知			◎			
		☐ 発災後 1～3 日後の広報 ○診療可能な医療機関に関する広報 ○災害廃棄物に関する広報 ○建築物応急危険度判定、宅地危険度判定に関する広報 ○風評被害の発生等（報道やインターネット上の情報を確認） の防止のための広報 ○町ホームページや外部機関の安否情報提供サイトを活用した安否情報の提供				◎	⇒	
		☐ 報道機関への対応 ○被害情報の提供等				◎	⇒	
		☐ 災害写真等の収集、災害記録、災害要望書等の作成、臨時広報紙等の発行準備					◎	⇒
		☐ 被災者ニーズ把握		◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	広聴活動	☐ 相談窓口の設置				◎	⇒	⇒
		☐ 安否確認への対応				◎	⇒	⇒

災害応急対策業務	災害対策本部主管担当部	主な活動内容 ◎～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	警戒時	発災後				復旧・復興期
				数時間	12時間	24時間	3日間	
通信手段の確保	総務部 総務班	□通信設備の機能確認	◎	◎				
		□通信設備の応急復旧		◎	⇒	⇒		
		□使用可能な通信手段の通知		◎	⇒	⇒		
		□代替通信機能の確保			◎	⇒	⇒	
		□他機関への通信支援要請			◎	⇒	⇒	
		□北海道地区非常通信協議会との連絡等			○	◎	⇒	
		□情報連絡員（リエゾン）の受入及び連絡調整			○	◎	⇒	
		□孤立地区の通信確保			○	◎	⇒	
応援要請及び協力要請	総務部 総務班	□自衛隊への災害派遣要請	○	◎	⇒	⇒		
		□他市町村への要請	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		□道への応援要請又は職員派遣のあっせん要請 ○消防防災ヘリコプターの活用等	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		□国の機関に対する職員派遣の要請	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		□民間団体等に対する要請	○	◎	⇒	⇒	⇒	
		□消防機関の応援要請	○	◎	⇒	⇒	⇒	
		□応援隊等の受入及び連絡調整				◎	⇒	⇒
救助・救急対策	民生部 保健班	□情報収集、伝達		◎	⇒	⇒	⇒	
		□救助・応急要請への対応		◎	⇒	⇒	⇒	
		□救助資機材の調達		◎	⇒	⇒		
		□救護所の設置等		◎	⇒	⇒	⇒	
		□後方医療機関への搬送			◎	⇒	⇒	
		□地域による救急活動（自主防災組織及び事業所の防災組織等との連携）		◎	⇒	⇒	⇒	
		□道内広域応援による救急活動 ○広域応援ヘリ等の要請及び応援受入体制の整備			◎	⇒	⇒	
水防活動	産業建設部 土木施設班	□水防計画に基づく水防活動 ○水防警戒、水門操作、危険箇所の安全対策等	◎	⇒				
		□災害対策本部への移行		◎	⇒	⇒		
消防活動	滝川地区広域消防事務組合	□地域による初期消火活動		◎	⇒			
		□消防機関による消火活動		◎	⇒	⇒		
		□道内広域応援による消火活動 ○緊急消防援助隊、広域応援ヘリの要請 ○応援受入体制の整備			◎	⇒	⇒	
		□緊急消防援助隊による消火活動			◎	⇒	⇒	

災害応 急対策 業務	災害対策本 部主管担当 部	主な活動内容	警 戒 時	発災後				復 旧 ・ 復 興 期
				数 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	
避難対策	避難誘導等	民生部 福祉生活環 境班	☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応					
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒	⇒	⇒		
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒	⇒	⇒		
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒	⇒	⇒		
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒	⇒	⇒		
	避難所の開設・運営	民生部 福祉生活環 境班	☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
	要配慮者対策	民生部 保健班	☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
			☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	⇒				
応急住宅の確保	産業建設部 土木施設班	☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応						☉
		☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応						☉
		☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応						☉
		☉～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応						☉

災害応 急対策 業務	災害対策本 部主管担当 部	主な活動内容 ◎～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	警 戒 時	発災後				復 旧・ 復興 期
				数 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	
救 援 対 策	食料、 飲料水 の供給	総務部 総務班	□食料、飲料水の必要数量の把握	◎	⇒	⇒	⇒	
			□食料、飲料水の備蓄状況の確認	◎				
			□食料、飲料水の調達 ○備蓄食料のほか、関係機関、各卸売及び小売販売業者を 通じて調達 ○不足する場合は災害対策本部を通じて道又は国に要請		◎	⇒	⇒	
			□食料、飲料水の搬送手配 ○災害対策本部の指示のもと、食料、飲料水の搬送を手配 (調達した食料・飲料水は、調達業者に避難所等までの 輸送を要請)			◎	⇒	
	生活必需品等 の供給	総務部 総務班	□生活必需品等の必要数量の把握	◎	⇒	⇒	⇒	
			□生活必需品等の備蓄状況の確認	◎				
			□生活必需品等の調達 ○備蓄物資等のほか、関係機関、各卸売及び小売販売業者 を通じて調達 ○不足する場合は災害対策本部を通じて道又は国に要請		◎	⇒	⇒	
			□生活必需品等の配送手配 ○災害対策本部の指示のもと、生活必需品等の搬送を手 配(調達した生活必需品等は調達業者に避難所等ま での輸送を要請)			◎	⇒	
			□物資集積拠点の指定及び管理		◎	⇒	⇒	
	応 急 給 水	民生部 福祉生活環 境班	□水源の確保 ○水源の水質検定・保全	◎	⇒			
			□応急給水計画の作成		◎			
			□応急給水の実施		○	◎	⇒	
医 療 救 護	民生部 保健班	□医療機関情報の収集	◎	⇒	⇒			
		□医療救護班の編成 ○近隣病院及び医療所の協力	◎	⇒	⇒			
		□救護所の設置	◎	⇒				
		□医療救護活動 ○傷病者の傷病の程度判定(トリアージの実施) ○重傷者の応急手当及び中毒症者に対する処置 ○後方医療機関への転送の要否及び順位の決定 ○転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対す る医療 ○助産活動 ○死体の検案 ○医療救護活動の記録及び町(災害対策本部)への収容状 況等の報告	◎	⇒	⇒	⇒		
		□重傷者及び中等症者の救護病院等への収容 ○重傷者及び中等症者の収容と処置 ○助産 ○死体の検案 ○医療救護活動の記録及び町(災害対策本部)への収容状 況等の報告			◎	⇒	⇒	
		□医薬品、輸血用血液等の調達	◎	⇒	⇒	⇒		
		□後方医療救護機関との連携・搬送等	◎	⇒	⇒	⇒		

災害応急対策業務	災害対策本部主管担当部	主な活動内容 ◎～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	警戒時	発災後				復旧・復興期
				数時間	12時間	24時間	3日間	
交通の確保	産業建設部 土木施設班	□道路等被害状況の収集・調査		◎	⇒	⇒	⇒	
		□通行規制措置及びその周知	○	◎	⇒	⇒	⇒	
		□緊急輸送路の確保、啓開作業 ○啓開資機材の確保 ○道路開通状況の広報			◎	⇒	⇒	
		□障害物の除去			◎	⇒	⇒	
		□道路（緊急輸送道路）の応急復旧				◎	⇒	
緊急輸送活動	総務部 総務班	□運用可能車両把握と確保	○	◎				
		□緊急通行車両証明書発行手続き等	○	◎	⇒			
		□燃料の確保	○	◎	⇒	⇒	⇒	
		□第1段階（災害発生直後の初動期）緊急輸送		◎				
		□第2段階（応急対策活動期）緊急輸送			◎	⇒		
		□第3段階（復旧活動期）緊急輸送					◎	
		□航空輸送体制の確立 ○ヘリコプター離発着場の使用可能状況調査等			◎	⇒		
		□物資の集積拠点及び要員の確保 ○物資受入機能の回復			◎	⇒	⇒	
行方不明者及び遺体の捜索	滝川地区広域消防事務組合	□行方不明者の調査		◎	⇒	⇒	⇒	
		□遺体の捜索		◎	⇒	⇒	⇒	
遺体の確認、埋葬の実施	民生部 福祉生活環境班	□遺体の確認			◎	⇒	⇒	
		□遺体の処理 ○遺体収容所の設置 ○遺体の洗浄・縫合・消毒 ○検案 ○遺体の収容（安置）、一時保存				◎	⇒	
		□遺体の埋葬等 ○死亡者数の確認 ○火葬場の稼働状況確認 ○遺体の埋葬等 ○道等への支援要請				◎	⇒	⇒

災害応 急対策 業務	災害対策 本部主管 担当部	主な活動内容 ◎～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	警戒時	発災後				復旧・復興期
				数時間	12時間	24時間	3日間	
秩序の維持等	総務部 総務班 民生部 福祉生活 環境班	□警備体制（警察）への協力			◎	⇒	⇒	
		□地域安全、保安対策 ○地域安全情報の収集と伝達 ○犯罪、自己の発生防止活動 ○地域安全相談活動 ○訪問活動				◎	⇒	
資の 安定 供給	総務部 総務班	□物価の安定に向けた措置等					○	◎
		□管内又は広域圏流通業者との連携による物資の供給確保			◎	⇒	⇒	⇒
保健衛生対策	防疫対策	□防疫班の設置			◎			
		□防疫措置情報の収集・報告			◎	⇒		
		□防疫計画の策定				◎	⇒	
		□防疫活動に必要な消毒薬品・器具機材等の調達				◎	⇒	
		□防疫措置等の実施					◎	
		□予防教育及び広報活動					◎	
		□記録の整備及び状況等の滝川保健所長への報告等					◎	
	健康対策・精神医療	□救護所の設置等		◎	⇒	⇒		
		□巡回健康相談・栄養相談実施					◎	
		□食品衛生対策の実施				◎	⇒	
		□精神科救急医療の確保					◎	
		□メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施					◎	⇒
		□心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置等						◎
	愛護動物対策	□避難所における愛護動物の適切な指導			◎	⇒	⇒	
		□獣医師会等への支援要請				◎	⇒	
		□避難所から保護施設への愛護動物の受入れ・譲渡等の調整					◎	⇒
		□放置ペットの救援活動					◎	⇒

災害応急対策業務	災害対策本部主管担当部	主な活動内容 ◎～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	警戒時	発災後				復旧・復興期
				数時間	12時間	24時間	3日間	
廃棄物等処理	し尿	□被害情報の収集と全体処理量の把握			◎	⇒	⇒	
		□作業体制の確保			◎	⇒	⇒	
		□処理の実施				◎	⇒	
	ごみ	□被害情報の収集と全体処理量の把握				◎	⇒	
		□作業体制の確保				◎	⇒	
		□処理の実施				◎	⇒	
	がれき	□被害情報の収集と全体処理量の把握					◎	
		□作業体制の確保					◎	⇒
		□処理の実施					◎	⇒
	死亡獣畜	□所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難な場合における死亡獣畜の埋没又は焼却					◎	
		□有害物質の発生や漏出・飛散の防止					◎	
文教対策	教育対策部教育班	□児童生徒の安全確保、避難誘導 ○各学校の避難計画等の運用に基づき実施	◎	⇒				
		□児童生徒の安否確認・保護者との連絡調整 ○学校長を通じて実施	◎	⇒				
		□応急措置等 ○必要に応じて応急措置を実施 ○学校長を通じて、通学路の安全確認を実施（状況により、安全な通学路を協議）			◎	⇒		
		□当面の運営方針の検討 ○施設の被害状況により、休校措置、応急対策活動拠点としての利用等、当面の施設運営方針を検討			○	◎		
		□避難所設置への協力 ○避難所の設置が決定されたときは、その設置に協力（必要に応じて教職員の動員を要請）			○	◎		
		□避難所運営への協力 ○避難所が設置されたときは、その運営に協力（必要に応じて教職員の動員を要請）			○	◎	⇒	
		□応急教育対策 ○学校長と協議し、応急教育方針を検討 ○被害箇所、危険箇所の応急修理の実施 ○学用品等の支給対象児童生徒把握、調達					◎	⇒
文化財保護	教育対策部教育班	□文化財施設の応急修理、原状保存		◎	⇒			
		□文化財保管場所被害の際の移転作業等				◎	⇒	

災害応急対策業務	災害対策本部主管担当部	主な活動内容 ◎～おおむねの着手時期 ○～状況に応じて対応 ⇒～継続して対応	警戒時	発災後				復旧・復興期
				数時間	12時間	24時間	3日間	
公共土木施設等の 応急復旧	産業建設部土木施設班	□緊急点検	◎	⇒				
		□危険箇所の安全対策及び二次災害防止対策		◎	⇒			
		□重要施設から応急作業				◎		
		□応急復旧作業					◎	
		□情報の連絡・広報		◎	⇒	⇒	⇒	⇒
ライフライン施設 の応急復旧	産業建設部土木施設班	□応急対策要員の確保	○	◎				
		□応急対策用資機材の確保		◎	⇒			
		□応急措置の実施			◎	⇒		
		□応急対策				◎	⇒	⇒
		□事業者間の連絡・協力		◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		□広報活動		◎	⇒	⇒	⇒	⇒
災害ボランティアとの 連携	民生部福祉生活環境班	□ボランティア受入体制の整備 ○社会福祉協議会と協議（災害ボランティアセンター設置） ○活動拠点、情報等提供			◎	⇒	⇒	⇒
		□ボランティア活動の実施				◎	⇒	⇒
義援金品の受 入れ・配分	総務部総務班	□受入体制の確立 ○受付窓口の設置等 ○保管場所等の確保					◎	
		□義援物資の受入れ・配分 ○募集・受入れ・輸送・配分					◎	⇒
災害救助法の適用	総務部総務班	□災害救助法の適用検討		◎	⇒			
		□道への適用要請 ○被害状況の報告（調査の協力）等			◎	⇒	⇒	
		□適用後の対応 ○道からの適用報告受領				◎	⇒	
災害復旧に向けた取組	各担当部班	□被災者支援対策の実施						◎
		□生活援護措置						◎
		□企業等の救護						◎
		□罹災証明書の発行					◎	⇒
		□公共施設災害復旧						◎
		□復興計画の策定						◎

〔 資 料 〕

○資料 1 関係機関等の連絡先

1 雨竜町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
雨竜町役場	〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地	0125-77-2211
雨竜町教育委員会	〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地	0125-77-2322
雨竜町農業総合管理センター （土地改良事業担当）	〒278-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 28 番地 154	0125-77-2220
雪寒車両格納庫 （土木・林業担当）	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 88 番地 124	0125-78-3613
滝川地区広域消防事務組合	〒073-0014 滝川市文京町 4 丁目 1 番 5 号	0125-23-0119
滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署江竜支署	〒079-0461 滝川市江部乙町 514-11	0125-75-3119

2 雨竜町・新十津川町（保育園・学校・給食センター）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
雨竜町保育園	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 32 番地 186	0125-77-2277
雨竜小学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 28 番地 26	0125-77-2001
雨竜中学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 28 番地 26	0125-77-2150
雨竜高等養護学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 92 番地 21	0125-78-3101
新十津川町学校給食センター	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央 28 番地 1	0125-76-2528

3 水道事業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西空知広域水道企業団	〒073-1102 樺戸郡新十津川町字大和 232-20	0125-76-2486

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
防災 北海道開発局札幌開発建設部 防災課	〒060-8506 札幌市中央区北 2 条西 19 丁目	011-611-0306
河川 北海道開発局札幌開発建設部 滝川河川事務所	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央 89 番地	0125-76-2211
道路 北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	〒073-0033 滝川市新町 2 丁目 1 番 31 号	0125-22-4147
北海道開発局札幌開発建設部 深川道路事務所	〒074-0001 深川市音江町字広里 306 番地	0164-25-1155
農業 北海道開発局札幌開発建設部 深川農業事務所	〒074-0001 深川市 1 条 15 番 16 号	0164-22-4151

名 称		所 在 地	電 話 番 号
農政	北海道農政事務所 旭川拠点	〒078-8506 旭川市宮前1条3丁目3番15号	0166-30-9300
労働	北海道労働局 滝川労働基準監督署	〒073-0023 滝川市緑町2丁目5-30	0125-24-7361
気象	札幌管区气象台	〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目2番地	011-611-6127

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第2師団 第2特科連隊	〒070-0902 旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

6 北海道

名 称		所 在 地	電 話 番 号
北海道庁（代表）		〒060-8558 札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
空知総合振興局（代表）		〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200
防災	空知総合振興局 地域創生部地域政策課（防災）	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
教育	空知総合振興局 空知教育局	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3-31	0126-20-0180
保健	空知総合振興局 保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201
農政	空知総合振興局 空知農業改良普及センター北空知支所	〒074-0002 深川市2条19番13号	0164-23-4267
畜産	空知総合振興局 空知家畜保健衛生所	〒079-0181 岩見沢市岡山町12番地37	0126-22-4212
森林	空知総合振興局 森林室	〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155
農業	空知総合振興局産業振興部 北部耕地出張所	〒074-0014 深川市開西町3-1-22	0164-22-1521
道路 河川	空知総合振興局 札幌建設管理部滝川出張所	〒073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号	0125-22-3434

7 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道警察旭川方面本部	〒078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6	0166-35-0110
北海道警察旭川方面 深川警察署	〒074-0005 深川市5条1番12号	0164-23-0110
北海道警察旭川本面 深川警察署 雨竜駐在所	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿33番地27	0125-77-2110

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 雨竜郵便局	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加88番地36	0125-77-2100
日本郵便株式会社 石狩追分郵便局	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字洲本127-10	0125-77-2010
日本放送協会 旭川放送局	〒070-8680 旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話株式会社 北海道支店	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 4 丁目	011-212-4466
株式会社 N T T ドコモ 北海支社	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 6	011-242-1961
K D D I 株式会社 北海道総支社	〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1 - 1	011-223-2826
ソフトバンク株式会社	〒060-0042 札幌市中央区大通西 4 丁目 6 番地 1	011-272-2388
北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター	〒073-0044 滝川市西町 1 丁目 2 番 3 号	0125-24-7166
日本赤十字社北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-231-7126
日本銀行 札幌支店	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 1 - 1	011-241-5517

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 深川医師会	〒074-0022 深川市北光町 2 丁目 11 番 12 号	0164-23-4406
一般社団法人 滝川市医師会	〒073-0033 滝川市新町 2 丁目 8 番 5 号滝川市身体障害者福祉センター 1 F	0125-24-8744
一般社団法人 北海道薬剤師会	〒062-8631 札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 5 - 12	011-811-0184
公益社団法人 北海道獣医師会 空知支部	〒068-0007 岩見沢市 7 条東 2 丁目 13 番地 NOSAI 道央空知中央支所内	0126-25-3481
雨竜土地改良区	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 126	0125-77-2221
北竜土地改良区	〒078-2512 雨竜郡北竜町和 11 番地 1	0164-34-2311

10 近隣市町村（空知総合振興局管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
夕張市	〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地	0123-52-3131
岩見沢市	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号	0126-23-4111
美唄市	〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号	0126-62-3131
芦別市	〒075-8711 芦別市北 1 条東 1 丁目 3 番地	0124-22-2111
赤平市	〒079-1192 赤平市泉町 4 丁目 1 番地	0125-32-2211
三笠市	〒068-2192 三笠市幸町 2 番地	0126-72-3185
滝川市	〒073-8686 滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号	0125-23-1234
砂川市	〒073-0195 砂川市西 6 条北 3 丁目 1 番 1 号	0125-54-2121
歌志内市	〒073-0492 歌志内市字本町 5 番地	0125-42-3212
深川市	〒074-8650 深川市 2 条 17 番 17 号	0164-26-2228
南幌町	〒069-0292 空知郡南幌町栄町 3 丁目 2 番 1 号	011-378-2121

名 称	所 在 地	電 話 番 号
奈井江町	〒079-0392 空知郡奈井江町字奈井江 11 番地	0125-65-2111
上砂川町	〒073-0292 空知郡上砂川町 40 番地 10	0125-62-2011
由仁町	〒069-1292 夕張郡由仁町新光 200 番地	0123-83-2111
長沼町	〒069-1392 夕張郡長沼町中央北 1 丁目 1 番 1 号	0123-88-2111
栗山町	〒069-1591 夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地	0123-72-1111
月形町	〒061-0592 樺戸郡月形町 1219 番地	0126-53-2321
浦臼町	〒061-0692 樺戸郡浦臼町字ウラウス ナイ 183 番地 15	0125-68-2111
新十津川町	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央 301 番地 1	0125-76-2131
妹背牛町	〒079-0592 雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地	0164-32-2411
秩父別町	〒078-2192 雨竜郡秩父別町 4101 番地	0164-33-2111
北竜町	〒078-2512 雨竜郡北竜町字和 11 番地 1	0164-34-2111
沼田町	〒078-2202 雨竜郡沼田町南 1 条 3 丁目 6 番 53 号	0164-35-2111

11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
きたそらち農業協同組合 雨竜支所	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 30-193	0125-77-2332
雨竜町商工会	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 33	0125-77-2155
雨竜町社会福祉協議会	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字満寿 33 番地 94	0125-77-2228
北海道中央農業共済組合	〒074-0001 深川市 1 条 5 番 5 号	0164-22-7070
北空知森林組合	〒074-0001 深川市 1 条 19-36	0164-22-7400
空知中央バス株式会社 滝川営業所	〒073-0033 滝川市新町 3 丁目 2-1	0125-24-3322
雨竜建設協会	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加 88 番地 33	0125-77-2155
北海道エルピーガス災害対策協議会	〒003-0013 札幌市白石区中央 3 条 3 丁目 1-40	011-812-6411

○資料２ 災害時に配車可能な公用車一覧

【バス・人員輸送用】					
車 種	ナンバー	座席数	燃料	所管	備考
日野 セレガ スクールバス	は 200-155	53	軽油	教育委員会	運行業務：北空知貨物 保管場所：役場裏大型車庫
日野 セレガ スクールバス	は 200-317	45	軽油	教育委員会	運行業務：北空知貨物 保管場所：役場裏大型車庫
トヨタ コースター スクールバス	さ 200-1163	29	軽油	教育委員会	運行業務：北空知貨物 保管場所：役場裏大型車庫
日野 セレガ 福祉バス	な 200-318	55	軽油	住民課	運行業務：雨竜観光 保管場所：いきいき館車庫
日野 セレガ 町有バス	さ 200-63	29	軽油	総務課	運行業務：北空知貨物 保管場所：消防第１分詰所
トヨタ ハイース 園児送迎者	ろ 330-2277	10	ガソリン	住民課	運行業務：社会福祉協議会 保管場所：いきいき館車庫
トヨタ ノア	め 531-2211	8	ガソリン	総務課	保管場所：役場裏車庫 その他：リース車両
トヨタ ノア	め 536-2001	8	ガソリン	住民課 (社協)	保管場所：公民館車庫
三菱 デリカ D5	ね 300-2041	8	軽油	産業建設課	保管場所：雪寒車庫
【トラック】					
車 種	ナンバー	座席数	燃料	所管	備考
三菱 キャンターガッツ 1.5t トラック	す 400-3054	3	軽油	産業建設課	保管場所：雪寒車庫
ダイハツ ハイゼット 軽トラック	う 480-7071	2	ガソリン	産業建設課	保管場所：役場裏車庫
ダイハツ ハイゼット 軽トラック	か 480-3439	2	ガソリン	住民課 (社協)	保管場所：いきいき館車庫
【乗用車】					
車 種	ナンバー	座席数	燃料	所管	備考
トヨタ プリウス	な 300-1086	5	ガソリン	総務課	保管場所：役場裏車庫
トヨタ サクシード	さ 800-7734	5	ガソリン	住民課	保管場所：役場裏車庫 その他：交通指導者
トヨタ パッソ	み 500-7112	5	ガソリン	住民課	保管場所：役場裏車庫 その他：リース車両
トヨタ カローラ	の 500-4577	5	ガソリン	産業建設課	保管場所：役場裏車庫
トヨタ パッソ	ゆ 500-3790	5	ガソリン	産業建設課	保管場所：役場裏車庫 その他：リース車両
日産 エクストレイル	と 300-8050	5	軽油	産業建設課	保管場所：雪寒車庫
トヨタ カローラ	み 500-7753	5	ガソリン	教育委員会	保管場所：役場裏車庫 その他：リース車両

【乗用車】					
車 種	ナンバー	座席数	燃料	所管	備考
トヨタ カローラ	む 500-6565	5	ガソリン	産業建設課	保管場所：農業総合管理センター その他：リース車両
スズキ ジムニー	こ 580-111	4	ガソリン	産業建設課	保管場所：役場裏車庫
スズキ ハスラー	そ 580-1830	4	ガソリン	産業建設課	保管場所：農業総合管理センター その他：リース車両
スズキ ハスラー	そ 580-1831	4	ガソリン	産業建設課	保管場所：農業総合管理センター その他：リース車両
【貨物車】					
車 種	ナンバー	座席数	燃料	所管	備考
日産 ADバン	そ 400-1748	2 (5)	ガソリン	住民課	保管場所：役場裏車庫 その他：日赤（博愛号）
トヨタ ピクシスバン	さ 483-2002	2 (4)	ガソリン	住民課	保管場所：役場裏車庫

○資料 3 被害状況報告様式

●空知総合振興局報告用（総務課から報告する）

様式 1 災害情報報告（全 2 枚 災害発生時に提出する）

様式 2 被害状況報告（全 2 枚 速報・中間・最終の各段階で提出する）

※補足資料は、別紙で報告する

●庁舎内報告用

様式 3 被害状況報告

（全 1 枚 被害ができたとき、またはその予兆がある段階の第 1 報で使用する）

※書式に沿った口頭での報告も可能とするが、基本は書面とする。

※被災画像については、随時書面で報告する。

様式 4 被害状況報告

（全 1 枚 様式 3 で報告した被害報告の続きとして使用する）

※書式に沿った口頭での報告も可能とするが、基本は書面とする。

様式 5 被害状況報告記録票（様式 3、4 で報告のあった内容を時系列で記録する）

○別記第1号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報告日時		月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)			
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)			
発生場所					
発生日時		月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量				
	河川水位				
	風速				
	その他				
ライフライン関係の状況	道路				
	鉄道				
	電話				
	水道 (飲料水)				
	電気				
	その他				
(1) 災害対策本部等の 設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用 状況		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
		(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
計		名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○別記第2号様式 被害状況報告(速報 中間 最終)

										月 日 時現在					
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因								
災害発生場所															
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名							
	職・氏名							職・氏名							
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分				
項目				件数等		被害金額(千円)		項目				件数等		被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告				⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所				
	行方不明	人								海岸	箇所				
	重傷	人								砂防設備	箇所				
	軽傷	人								地すべり	箇所				
	計	人								急傾斜地	箇所				
			道路	箇所											
			橋梁	箇所											
			小計	箇所											
② 住家被害	全壊	棟					市町村工事		河川	箇所					
		世帯							道路	箇所					
		人						橋梁	箇所						
	半壊	棟			小計	箇所									
		世帯													
		人													
	一部破損	棟				港湾		箇所							
		世帯				漁港		箇所							
		人				下水道		箇所							
	床上浸水	棟				公園		箇所							
		世帯				崖くずれ	箇所								
		人													
	床下浸水	棟				計	箇所								
		世帯													
		人													
			計	棟			⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻					
			世帯			破損			隻						
			人			計			隻						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟					漁港施設	箇所						
		その他	棟			共同利用施設		箇所							
	半壊	公共建物	棟			その他施設		箇所							
		その他	棟			漁具(網)		件							
	計	公共建物	棟			水産製品		件							
	その他	棟			その他	件									
			計												
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha			⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所					
			浸水	ha					治山施設	箇所					
		畑	流出・埋没	ha					林道	箇所					
			浸水	ha					林産物	箇所					
	農作物	田	ha			その他			箇所						
		畑	ha			小計			箇所						
	農業用施設	箇所				一般民有林		林地	箇所						
	共同利用施設	箇所			治山施設			箇所							
	営農施設	箇所			林道			箇所							
	畜産被害	箇所			林産物			箇所							
	その他	箇所			その他		箇所								
	計				小計		箇所								
				計	箇所										

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火葬場	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所		
計	箇所			鉄道施設		箇所			
				被害船舶		隻			
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所			
	工業	件		水道		戸		—	
	その他	件		電話		回線		—	
	計	件		電気		戸		—	
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所		ガス		戸		—	
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯			危険物	件		
罹災災害者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)								
	市町村名	名称				設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

被害状況報告書（第1報）

1 報告年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
2 報告者 (所属・職氏名)	
3 災害発生場所	雨竜町第 町内（字 ）
4 災害の種類	①人的被害 ②住家被害 ③非住家被害 ④農業被害 ⑤土木被害（道路・下水道・がけ崩れ等） ⑥林業被害 ⑦衛生被害（水道・病院・清掃施設等）⑧商工被害 ⑨教育関係施設被害 ⑩その他 （概要を記入 ）
5 災害の原因	①大雨 ②洪水 ③暴風 ④豪雪 ⑤地震 ⑥火災 ⑦その他
6 報告内容の詳細	※添付画像（ 有 ・ 無 ）
以下、総務課記載欄	
7 名称決定	※例⇒○月○日発生の○○地区○○災害
8 報告受理時刻	年 月 日 午前・午後 時 分 (受理者名)

（災害名称ごとの受付番号）

被害状況報告書

1 災害名称	
2 報告年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
2 報告者 （所属・職氏名）	
6 報告内容の詳細	※添付画像（ 有 ・ 無 ） ※第 1 報で報告した内容を変更する場合もその内容を記入する
以下、総務課記載欄	
8 報告受理時刻	年 月 日 午前・午後 時 分 （受理者名）

雨竜町災害発生時の職員初動マニュアル

雨竜町災害発生時の
職員初動マニュアル
発行 令和2年7月
編集 雨 竜 町